

沖縄県プラスチック問題の取組に関する指針

～ プラごみを減らして守れ！ うちなー美ら海 ～



令和7年3月

沖縄県環境部

「プラごみを 減らして守れ！ うちなー美ら海」

令和4年度に実施した「プラスチック問題解決のためのキャッチフレーズ募集」最優秀賞
受賞作品

○趣旨（キャッチフレーズに込めた思い）

率先してプラスチックごみを減らすこと、海洋投棄を無くすことが沖縄の人々の願いで
あり、未来に美しい海を届けることにつながるという趣旨

目次

はじめに	1
1. 背景	5
(1) プラスチック問題に関する世界、国内の現状	5
(2) プラスチック問題に関する沖縄県の現状と課題	11
(3) 沖縄県のこれまでの取組	17
2. 沖縄県が目指す基本的方向	25
3. 本指針の進捗状況を把握するための指標及び目標	27
4. 各主体の役割	30
5. 島しょ型プラスチック資源循環社会の実現に向けた各主体の具体的な取組	32
(1) プラスチックの使用削減	32
(2) プラスチックの資源循環	37
(3) 海洋プラスチックごみ対策	40
6. 「島しょ型プラスチック資源循環社会の実現」に向けたロードマップ	42
7. 指針の推進に向けて	44
(巻末資料集)	
具体的取り組み事例	
Action 1 減らす プラスチックの使用を削減します	1
Action 2 資源循環 プラスチックを資源循環します	2
Action 3 海を守る 海洋ごみ対策を推進します	3

はじめに

- プラスチックは、加工しやすく、耐久性に優れ、軽量化にも適している等の特性から、ペットボトルなどの飲食物の容器包装から、スマートフォンや家電の外装、自動車の部品、日用品、玩具、衣類等の原料まで、私たちの日常生活の中で広く利用され、欠かせない素材となっています。このように利便性が高く、様々な用途に用いることができるため、世界では年々プラスチックの生産・使用量が増加しています。
- 一方で、大量に生産されたプラスチックの一部は海洋に流出し、世界的な海洋プラスチックごみ問題を引き起こしています。流出した海洋プラスチックごみは、生態系を含めた海洋環境の悪化や景観への悪影響を及ぼし、漁業や観光等にも影響を与えています。また、近年では、プラスチックごみが微細化したマイクロプラスチックについて国際的な関心が高まっており、化学物質の吸着や生物への蓄積等による生態系への影響が懸念されています。
- こうした海洋プラスチックごみ問題への関心の高まりを受け、G20 大阪サミット（令和元年（2019））では 2050 年までに海洋プラスチックごみの追加的な汚染をゼロにする「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が首脳間で世界共通のビジョンとして共有されたことや、法的拘束力を持った国際条約の策定に向けた議論がスタートするなど、国際社会が連携した取組が加速しています。
- さらに、プラスチックの製造工程や焼却処理に伴う二酸化炭素の排出が地球温暖化の一因となっており、脱炭素社会を実現する上でもプラスチックの資源循環への移行を推進する必要があります。
- 日本では、海洋プラスチックごみの問題や地球温暖化、廃棄物の輸出規制問題等に対応していくため、令和元（2019）年にプラスチック資源循環戦略が策定され、2030 年までに使い捨てプラスチックの排出を 25%削減し、再生利用を増やすなどの目標が掲げられています。また、令和 4（2022）年 4 月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下、「プラ新法」という。）が施行され、プラスチック製品の設計から廃棄物の処理に至るまでの各段階に関わる各主体の役割や取組を明確にし、プラスチックの資源循環を促進することが法制化されました。

- 沖縄県においても、毎年絶え間なく海岸に漂着するプラスチックごみ問題は深刻であり、継続した対策が行われています。一方、プラスチック資源循環に関しては、輸送コストがかかることやスケールメリットが得られにくいなど、島しょ性に起因する課題を抱えています。本県の課題解決に向けて、プラスチックの適正処理及び資源循環に向けた体制作りを進めるとともに、県民一人ひとりが「プラスチック問題」を自分事として捉え、ライフスタイルの見直しを通してプラスチックの使用削減に向けて取り組んでいくことが重要です。
- 県では、令和4（2022）年度に策定した沖縄振興のマスタープランである「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」に「資源循環の推進」や「3Rの推進」といったこれまでの取組に加え、「脱プラスチック社会の推進」を新たに掲げています。また、令和3（2021）年度～令和4（2022）年度にはプラスチック問題に関する万国津梁会議を設置して提言いただいたところです。
- このため、県では、万国津梁会議の提言を具現化するとともに、プラ新法の考え方に基づき、本県の地域の実情に即して、行政、県民、事業者などの各主体が一体となってプラスチック問題への取組を推進するために、「沖縄県プラスチック問題の取組に関する指針」を策定しました。各主体が本指針に基づいて、取組の3つの柱である(1)プラスチックの使用削減、(2)プラスチック資源循環、(3)海洋プラスチックごみ対策を推進することで「島しょ型プラスチック資源循環社会」の実現に向けて取り組んでまいります。

【本指針の位置づけ】

- 本指針は、プラスチック問題に関する万国津梁会議からの提言を具現化するため、沖縄21世紀ビジョンや沖縄県廃棄物処理計画、沖縄県海岸漂着物対策地域計画と整合を図りながら、プラ新法の各主体の役割に基づきプラスチックの使用削減の推進を図るためのものとして位置付けています。

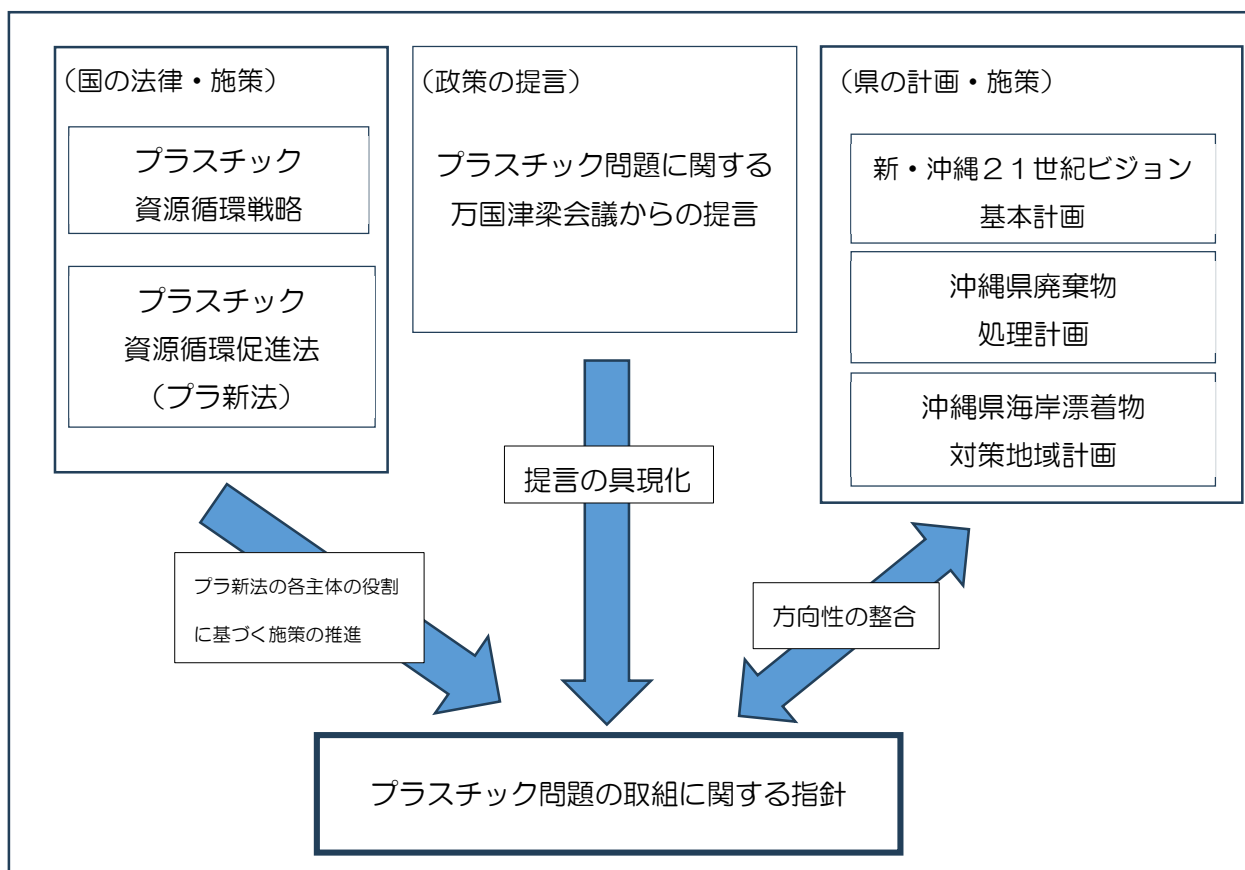


図1：本指針の位置づけ

【本指針で対象とするプラスチックとは】

(1) 使い捨てプラスチック

①容器包装プラスチック

- ・容器包装プラスチックとは、中身（食品などの商品）を取り出し、不用となるプラスチック製の容器（入れ物）や包装（包み、袋）のことをいいます。

例）プラスチック製のボトル類（ペットボトル、食用油・たれなどの容器、洗剤・化粧品などの容器など）、プラスチック製のカップ・パック類（カップめんなどのカップ、卵パック、コンビニ弁当などの容器）、プラスチック製のトレイ（お惣菜、生鮮食品などのトレイ）、プラスチック製の袋・ラップ類（レジ袋、お菓子・インスタント食品などの袋、生鮮食品などのラップ・フィルム）など



図 2：容器包装プラスチックの例

（図：環境省 HP より引用）

②使い捨てプラスチック使用製品

- ・使い捨てプラスチック使用製品（ワンウェイプラスチック）とは、ブラ新法で指定されている消費者に無償で提供されるプラスチック使用製品 12 品目のことをいいます。国では「特定プラスチック使用製品」と定義しています。

例）スプーン、フォーク、ナイフ、マドラー、ストロー、ヘアブラシ、櫛、カミソリ、シャワー用キャップ、歯ブラシ、ハンガー、衣類用カバー

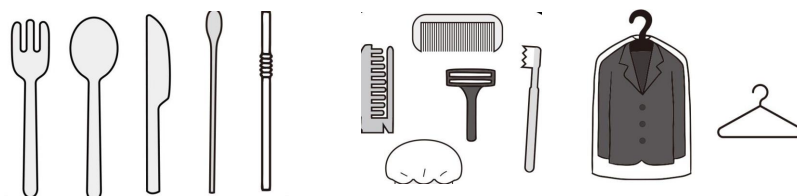


図 3：使い捨てプラスチック使用製品（図：環境省 HP より引用）

(2) プラスチック製品

- ・使い捨てプラスチック使用製品以外のプラスチック製の製品のことをいいます。

例）ボールペン・定規などの文房具、バケツ・かごなどの日用品、タッパーなどの台所用品、CD・DVD などのケース、おもちゃ、人工芝（敷物、マット等に使われるパネル型の人工緑化製品を含む）など



図 4：プラスチック製品の例

（図：環境省 HP より引用）

(3) プラスチックごみ

- ・(1) 使い捨てプラスチック及び(2) プラスチック製品が不要となり、廃棄されたものを指します。海岸漂着物として漂着したプラスチックごみも含まれます。

1. 背景

(1) プラスチック問題に関する世界、国内の現状

プラスチック問題は、海洋汚染を引き起こすとともに、製造や処理に伴う二酸化炭素の排出が地球温暖化の一因となるため、世界的な対応が求められる課題となっています。そのため、可能な限りプラスチックの使用を減らした資源循環社会の構築を図って行くことが不可欠です。

1) プラスチックごみによる海洋汚染の動向

- ・プラスチックは成形しやすく、安価で、軽量であるなど利便性が高く、私たちの日常生活で広く利用されています。石油を原料とするプラスチックの生産量は年々増加しています。1950年代の世界のプラスチックの生産量がおよそ2百万t/年であったのに対し、令和2（2020）年は3億6,700万t/年と70年間で180倍に達しており、2040年までにはさらに2倍になるという試算もあります。

- ・プラスチックは私たちの生活に恩恵をもたらす一方で、不適切な管理によって、毎年800万tが海洋に流出していると試算されており、世界中でプラスチックごみによる海洋汚染が問題となっています。また、平成28（2016）年のダボス会議におけるイギリスのエレンマッカーサー財団の報告では、このまま何も対策をとらなければ、2050年には海洋プラスチックごみの重量は、魚の重量を上回ると警鐘を鳴らしています。



海洋へ流出したプラスチックごみ（ビニール袋）

- ・具体的な海洋汚染の例としては、鯨や鳥類、ウミガメなどの誤食、絡まりにより死亡する例が報告されるなど※、海洋生物に影響を与えています。さらに、プラスチックごみが自然環境中で破碎・微細化し、マイクロプラスチック（一般に5mm以下の微細なプラスチック類をいう。）になると、食物連鎖に伴って生物濃縮が起こる可能性が指摘されています。また、マイクロプラスチックに吸着した化学物質が生物・生態系に影響を及ぼすことが指摘されているところですが、まだ十分な科学的知見が蓄積されていないことから、国等において調査・研究が進められています。

※出典：「海洋プラスチックごみに関する既往研究と今後の重点課題（生物・生態系影響と実態）」
（環境省 令和2（2020）年）

- 国際的な海洋プラスチックごみ問題に関する動向として、令和元（2019）年の G20 大阪サミットでは「2050 年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す」とした「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が首脳間で世界共通のビジョンとして共有されました。また、令和 4（2022）年には第 5 回国連環境総会再開セッション（UNEA5.2）が開催され、海洋環境等におけるプラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書（条約）の策定に向けた政府間交渉委員会を立ち上げることが決議され、国際的な枠組みの構築に向けた国際交渉が開始されています。

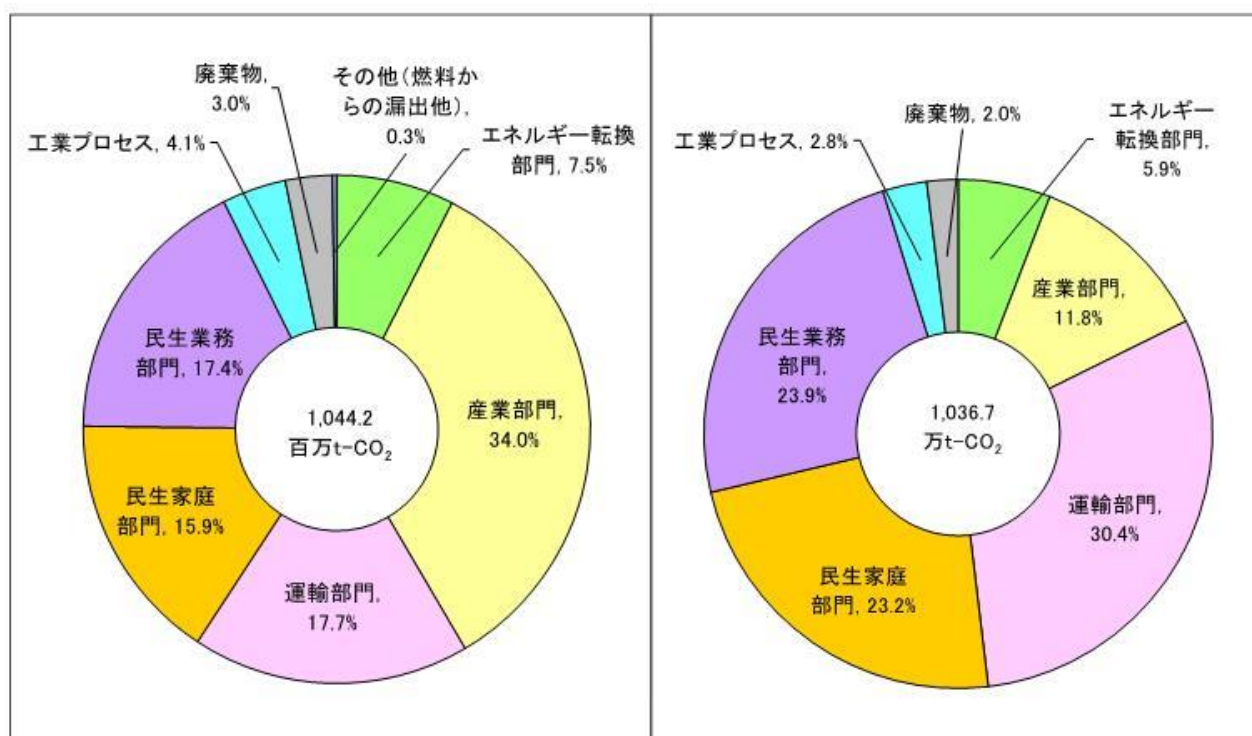
2) 地球温暖化問題への取組の動向

- 地球温暖化は、大雨による洪水や異常な干ばつなどを引き起こす気候変動の主要因とされ、大気中の二酸化炭素などの温室効果ガスの濃度が増加することにより引き起こされます。
- 地球規模の課題である気候変動問題の解決に向けた世界的な動きとして、平成 27（2015）年にパリ協定が採択されました。パリ協定は、歴史上初めて先進国と途上国の区別なく、温室効果ガス削減に向けて各国が自国で決定する目標を提出し、世界共通の目標として、世界の平均気温上昇を産業革命以前と比べて 2℃未満にする（さらに、1.5℃に抑える努力をする）こと、今世紀後半に温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることが設定されました。
- 温室効果ガス削減に向けた動きは世界的に加速しており、国連気候変動枠組条約締約国会議（COP26）が終了した令和 3（2021）年時点で、154 カ国・1 地域が 2050 年などの期限を設けたカーボンニュートラルの実現を表明しています。

- 国の温室効果ガス排出量データによると、令和2（2020）年度の廃棄物分野における温室効果ガス排出量は 31,326kt（CO₂ 換算）であり、日本の総排出量の 3.0%となっていますが、製造過程やサプライチェーンも含めると、排出量のうち約 36%に資源循環が貢献できる余地^{※1}があるとされています。（P7 図5及び P8 図7参照）石油から製造されるプラスチックは、ライフサイクル全体（製造過程から廃棄物として処理される過程）で、プラスチック 1kg あたりおよそ 5kg の二酸化炭素を排出^{※2} するとされており、脱炭素の実現に向けて、プラスチックの燃焼（含む熱回収）から資源循環への移行を推進する必要があります。

※1：「資源循環が貢献できる余地」とは、原料の採掘や製品の製造、運輸、製品の使用、製品の廃棄等ライフサイクル全体の過程を含めると、再生利用等の資源循環により温室効果ガスの排出量削減に貢献できる余地があるという意味です。

※2：出典：東京都環境局 HP



※ 資料：国立環境研究所 温室効果ガスインベントリオフィス

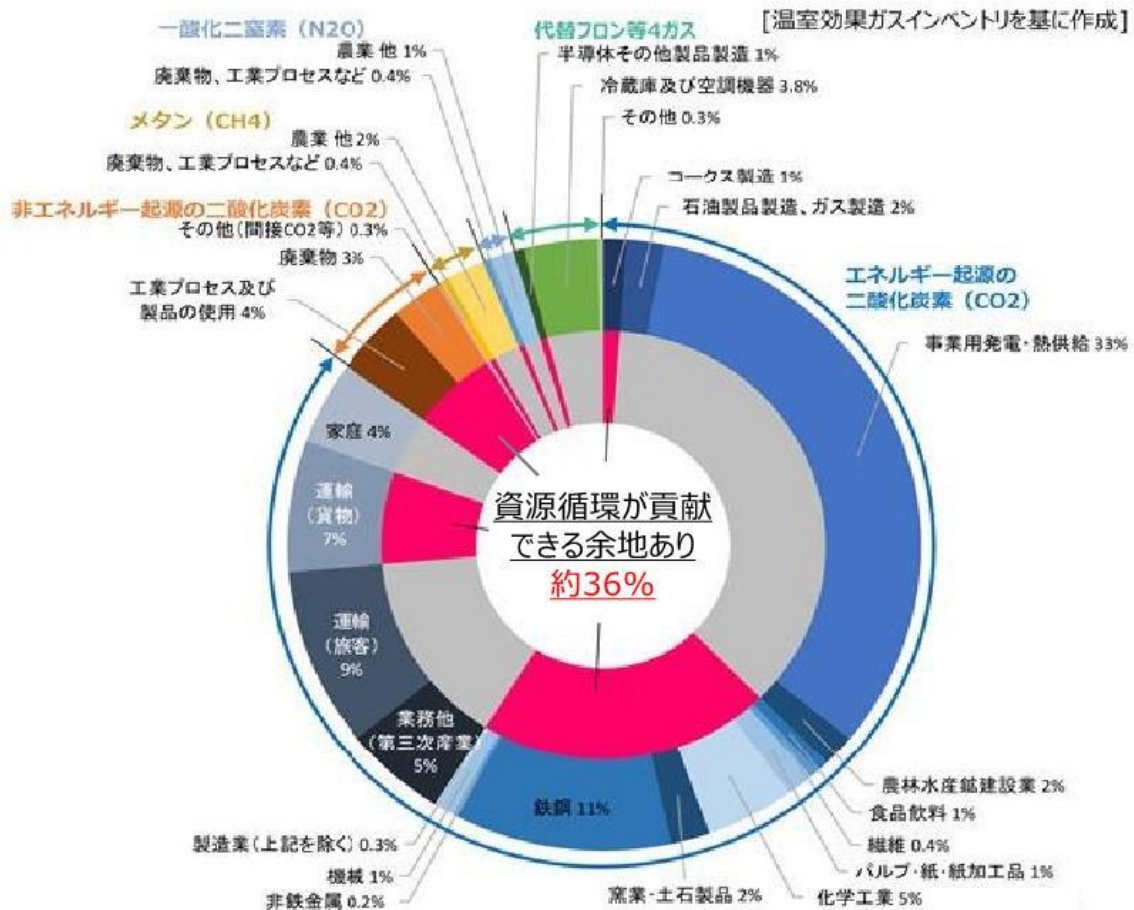
図5：全国のCO₂排出構成（令和2（2020）年度）

図6：沖縄県のCO₂排出構成（令和2（2020）年度）

出典：第2次沖縄県地球温暖化対策実行計画（沖縄県令和4（2022）年度）

(温室効果ガス)

図 7: 我が国におけるGHG排出量のうち、
資源循環が貢献できる余地がある部門



出典：中央環境審議会循環型社会部会（2022）「第四次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の第2回点検結果及び循環経済工程表 参考資料集」

3) プラスチック問題解決に向けた日本の動向

- 日本では、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題などの幅広い課題に対応するため、プラスチックの排出抑制や資源循環を進めることを目的に、令和元（2019）年、「プラスチック資源循環戦略」を策定しました。
- 「プラスチック資源循環戦略」は、3R（リデュース、リユース、リサイクル）＋Renewable（再生可能資源への代替）を基本原則とし、「資源循環」「海洋プラスチック対策」「国際展開」「基盤整備」の4本の柱を重点戦略と定め、今後のプラスチック使用削減、リサイクル等の取組に関する6つの目標（マイルストーン）を設定しています。

【プラスチック資源循環戦略で定めた6つのマイルストーン】

2030年までに 使い捨てプラスチックを 累積25%排出抑制	2025年までに リユース・リサイクル 可能なデザインに	2030年までに 容器包装の6割を リユース・リサイクル
2035年までに 使用済プラスチックを 100%リユース・リサイ クル等により有効活用	2030年までに プラスチックの再生利用 を倍増	2030年までに 約200万トンのバイオ プラスチックの導入

- また、令和4（2022）年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「プラ新法」という）」が施行されました。プラ新法は、容器包装リサイクル法など従来の製品分野ごとの個別リサイクル法とは異なり、プラスチックという素材に着目し、プラスチック製品の設計・製造から販売・提供、廃棄・リサイクルに至るライフサイクル全般を対象とし、各段階に関わる主体ごとに資源循環等の取組を促進するための役割や取組を定めた法律です。
- プラ新法ではプラスチック資源循環の取組を促進するため、提供事業者による使い捨てプラスチック製品の使用の合理化（例えば、使い捨てスプーンなどの提供の際、消費者の意思を確認することや、原材料にバイオプラスチックを用いるなど）、市町村による分別収集・再商品化、消費者によるプラスチック使用製品の使用の合理化（例えば、リユース可能な製品を使用するなど）等、各主体の役割が定められています。

プラ新法による各関係主体の役割

事業者	①プラスチック使用製品設計指針に即してプラスチック使用製品を設計すること ②プラスチック使用製品の使用の合理化のために業種や業態の実態に応じて有効な取組を選択し、当該取組を行うことによりプラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制すること ③自ら製造・販売したプラスチック使用製品の自主回収・再資源化を率先して実施すること ④排出事業者としてプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等を促進すること
消費者	①プラスチック使用製品の使用の合理化によりプラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制すること ②プラスチック使用製品廃棄物を市区町村及び事業者双方の回収レートに適した分別をして排出すること ③認定プラスチック使用製品を使用すること
国	①必要な資金の確保等の措置を講ずること ②情報の収集、整理及び活用並びに研究開発の推進及びその成果の普及等の措置を講ずること ③教育活動、広報活動等を通じた国民の理解醸成及び協力の要請等の措置を講ずること
市区町村	・家庭から排出されるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集、再商品化その他の国の施策に準じてプラスチックに係る資源循環の促進等に必要な措置を講ずること
都道府県	・市区町村がその責務を十分に果たすために必要な技術的援助を与え、国の施策に準じてプラスチックに係る資源循環の促進等に必要な措置を講ずること

(2) プラスチック問題に関する沖縄県の現状と課題

1) 海洋プラスチックごみに関する現状と課題

- ・ 島しょ県である沖縄県は、総延長2,037.4kmと全国で4番目に長い（面積比では全国2位）広大な海岸線を有しています。絶え間なく海岸に漂着する海洋プラスチックごみは、海洋及び海浜の生態系や景観に影響を及ぼし、基幹産業である観光業等の振興にもマイナス要因になっています。そのため、継続した海洋プラスチックごみの回収・処理が行われていますが、予算や人員を割いて対応し続けなければならないことは海岸管理者や市町村にとって大きな負担となっており、特に離島市町村では、回収が追い付いていない場合もあります。

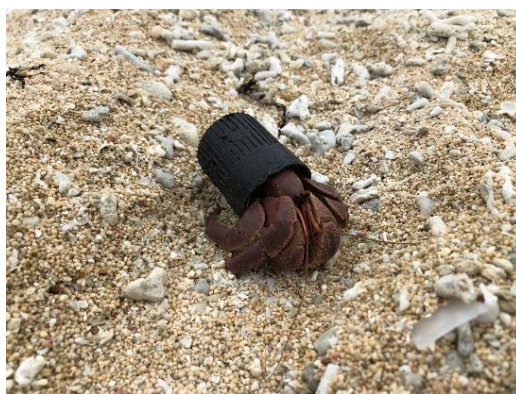


地域の活動により回収された海岸漂着ごみ

- ・ また、沖縄の河川は長さが短いため、ポイ捨てや不法投棄されたプラスチックごみが一度河川に流出すると、そのまま海に流出しやすい特徴があります。沖縄県内で実施された河川ごみの調査では、特に本島中南部など人口の多い地域の河川では、県内の陸域を発生源とするプラスチックごみの割合が高いことが明らかになっています。（P12 図8参照）これは私たちの生活とプラスチックごみの問題が深く関わっていることを示しています。



大量に漂着するプラスチックごみ



プラごみを被るヤドカリ

おきなわの川ごみしらべ (2級河川：平成26年度沖縄県海岸漂着物地域対策推進事業報告書より)

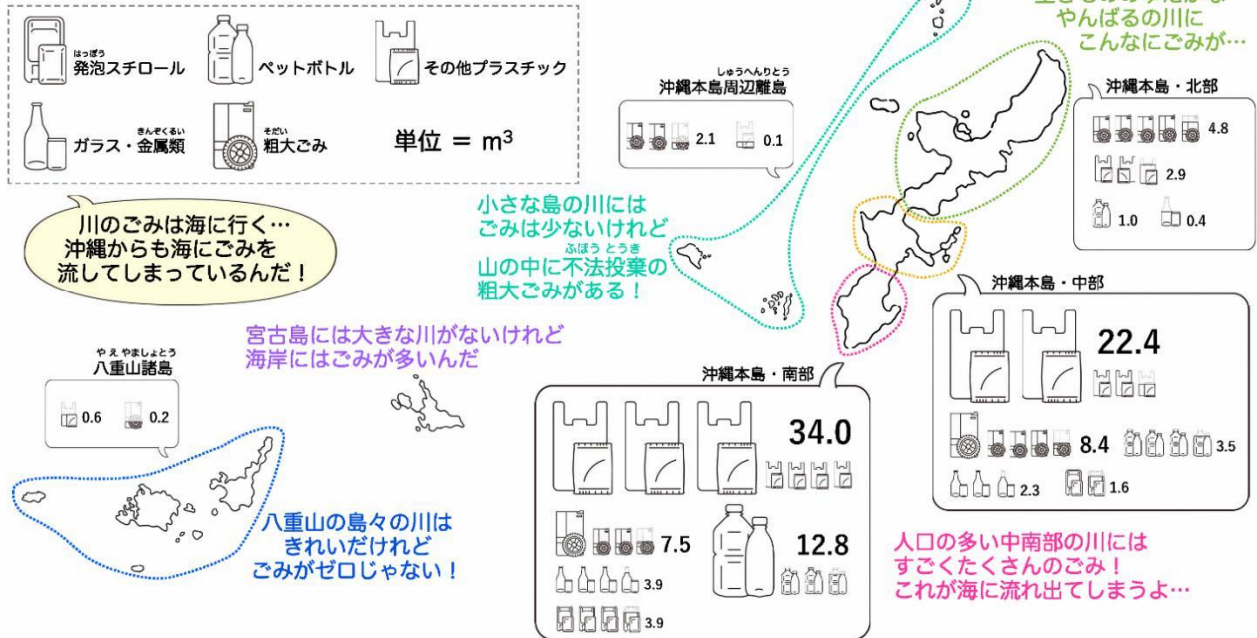


図 8：沖縄の川ごみの状況

2) プラスチックの使用削減に関する現状と課題

- 令和 4（2022）年度の本県の一人当たりの一般廃棄物のプラスチックごみ排出量は、221.6g/人・日※となっており、一般廃棄物排出量全体（878g/人・日）のおよそ四分の一を占めている（図9参照）ことから、プラスチックごみの削減が図られるよう、県民（消費者）に対してマイバックの活用等、できることから取り組むよう働きかけていくことが必要です。
- また、沖縄県の産業構造は、全国に比べて第三次産業（サービス業）の割合が高く、国内総生産では 73.1%（令和 2（2020）年）に対して、沖縄県内では県内総生産の約 85%（令和 2（2020）年）を占めていることから、飲食店、小売業、ホテル業などの使い捨てプラスチック製品（スプーンやフォーク、アメニティ類等）を提供する事業者への働きかけが効果的と考えられます。

※環境省が毎年実施している「一般廃棄物処理事業実態調査」から推計。「可燃ごみ中のプラ類推計量（焼却施設における総処理量に、ごみ成分分析結果「ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類」の割合を乗じて算出された値を「処理されたプラスチック類」として算出。）」、及び「資源化量（ペットボトル、白色トレイ、それ以外の容器包装）」の合計値を、沖縄県内の一般廃棄物プラスチック排出量として算出。粗大ごみ及び不燃ごみに含まれているプラスチックは除く。

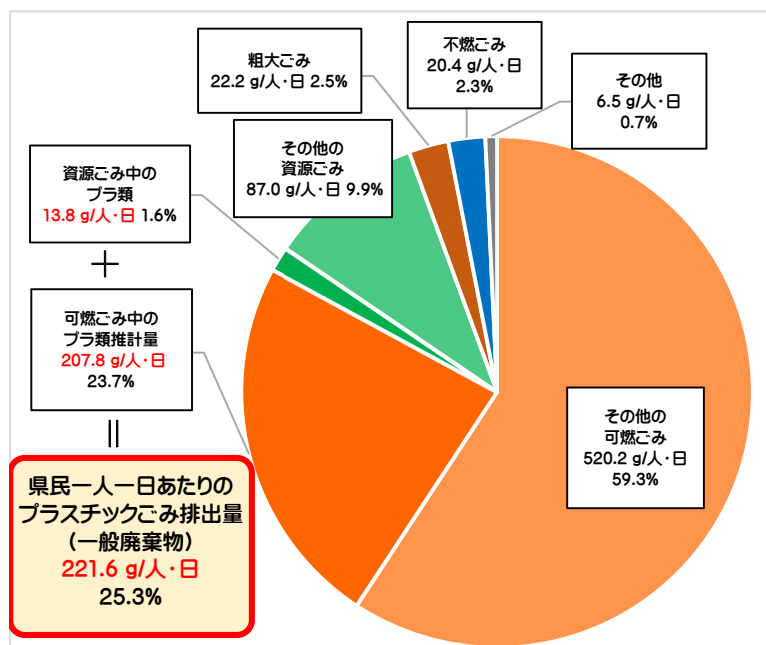


図9：本県の一般廃棄物総排出量に占めるプラスチックごみ排出量の割合

3) プラスチックの資源循環に関する現状と課題

- 令和 4（2022）年度の一般廃棄物の排出量は、沖縄県 878g/人・日に対し、全国 880g/人・日と排出量自体にほとんど差がありませんが、全国に比べ可燃ごみが多く、資源ごみが少ない状況にあります。（図 10 参照）
- 特にペットボトル以外のプラスチックの資源化量が全国 15.7g/人日に対して、本県 2.0g/人日と非常に少ない状況です。（図 11 参照）この要因として、ペットボトルについては、令和6（2024）年4月時点で全ての市町村で分別収集が行われていますが、ペットボトル以外のプラスチック製容器包装の分別収集に取り組んでいるのは8市町村（白色トレイを除くと4市町村）となっており、分別収集から再資源化までのリサイクルルートの構築が課題となっています。
- 一般廃棄物のリサイクル率についても、全国平均が 19.6%に対して、沖縄県は 15.9%と低い状況となっています。その背景に、本県ではリサイクルに係る輸送コストがかかることや、スケールメリットが得られにくいため県内にリサイクル企業が少なくリサイクル施設・設備の導入に制約があること、再生品を受け入れる製造業者が少ないことなどの、島しょ性に起因する課題を抱えていることがあります。そのため、県内のリサイクル企業の育成や施設整備への支援、プラスチックごみの分別・回収の促進などに取り組む必要があります。

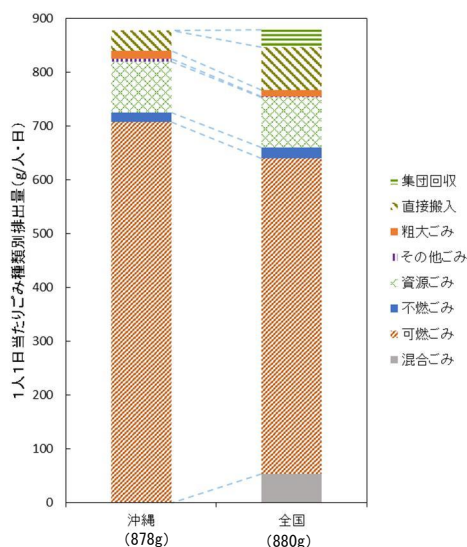


図 10：一般廃棄物の排出量（沖縄県と全国）

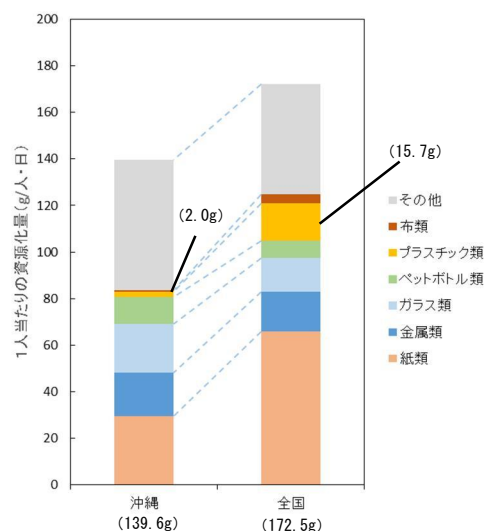


図 11：一般廃棄物の資源化量（沖縄県と全国）

出典：一般廃棄物処理実態調査（環境省 令和 4(2022) 年度）

本項目で記述した沖縄県の課題について以下に整理します。

【課題】

- 島しょ県である本県は、総延長 2,037.4km の広大な海岸線を有しており、毎年絶え間なく海洋プラスチックごみが大量に漂着している。海岸管理者や市町村にとって、回収処理に係る予算や人員を割いて対応し続けなければならない、大きな負担となっており、特に離島市町村では、回収が追い付いていない場合もある。引き続き、十分な予算の確保に努め、海岸管理者、市町村、ボランティア団体等が連携し継続して取り組む必要がある。
- 沖縄県の河川は短いため、プラスチックごみが、一度河川に流出するとそのまま海に流出しやすい特徴がある。特に本島中南部など人口の多い地域の河川においては、県内の陸域を発生源とするプラスチックごみの割合が高いことから、ポイ捨て防止やごみ集積場の適正管理など、陸域からプラスチックごみの発生抑制に取り組む必要がある。
- 本県の一人当たりの一般廃棄物のプラスチックごみ排出量は 221.6g/人・日となっており、一般廃棄物排出量全体（878g/人・日）のおよそ四分の一を占めていることから、県民（消費者）や事業者に対して、啓発活動を行い、県民一人ひとりがプラスチック問題を自分事として捉え、プラスチックごみ削減に向けて取り組むよう促していく必要がある。
- 沖縄県では、県内総生産の約 85%を第三次産業（サービス業）が占めていることから、飲食店、小売業、ホテル業などの使い捨てスプーンやフォーク、アメニティ類を提供する事業者への働きかけが重要であり、これらの事業者が行う、使い捨てプラスチック製品の使用削減に向けた取組を後押ししていく必要がある。
- 本県の一般廃棄物リサイクル率は、全国平均 19.6%に対し 15.9%と低く、またプラスチック資源化量も全国平均 15.7g/人・日と比較すると 2.0g/人・日と非常に少ない。島しょ県の特性として、県外搬出に輸送コストがかかることや、スケールメリットが得られにくいため、県内にリサイクル企業が少なく、施設整備費の制約等が課題となることから、県内のリサイクル企業の育成や施設整備への支援、プラスチックごみの分別・回収の促進などに取り組む必要がある。

コラム 1：県内海岸におけるプラスチックごみ漂着物の状況

県が平成 29（2017）～30（2018）年度に県内約 900 海岸（総延長約 400km）において実施した海岸踏査では、合計で 6,871 m³（25m プール約 13 杯分）の海岸漂着物が確認されています。

地域別では八重山諸島が最も多く 3,468 m³、ついで沖縄本島周辺離島 1,402 m³、宮古諸島 1,052 m³、沖縄本島 949 m³となっています。八重山諸島については、中国、台湾などの諸外国と距離的に近く、冬季に北西向きの季節風の影響を受けて黒潮の流れに乗った海外由来の漂着物が多く漂着している可能性が高いと考えられます。

種類別では、概ねプラスチック類が6割、木類が4割となっており、プラスチック類は発泡スチロール、ペットボトル、漁業用ビイの順で多くなっています。

また、ペットボトルの生産国別の割合は、日本製が 20%に対して、中国製が 51%と最も多く、韓国や台湾等を合わせた海外由来のペットボトルが合計 64%を占めています。

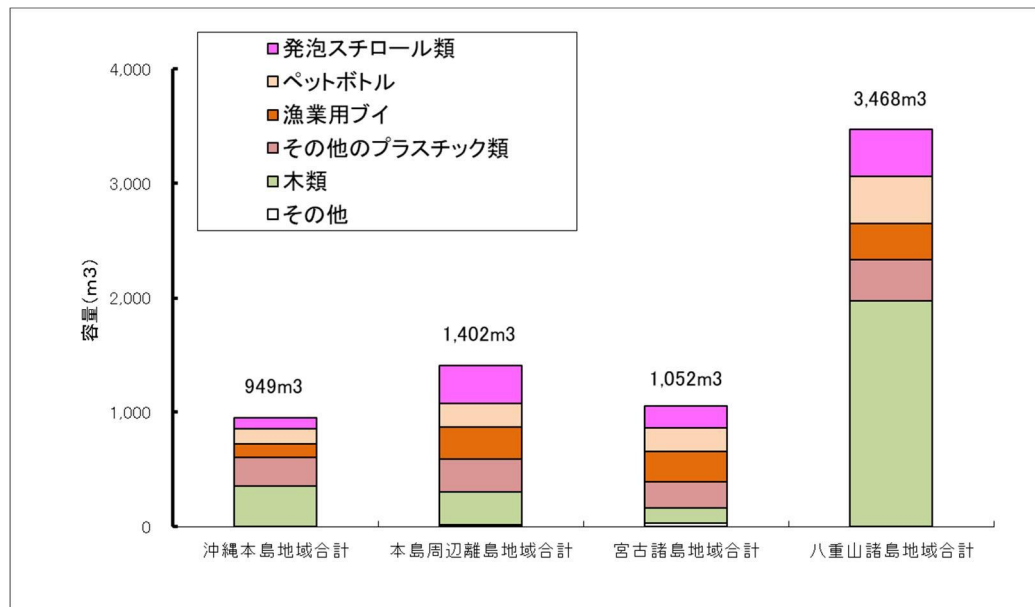


図 12：地域別漂着ごみ量（平成 29～30 年度現存量）

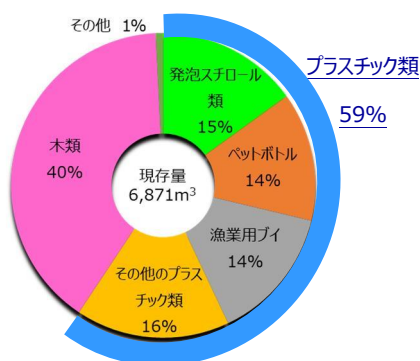


図 13：漂着物の種類別割合

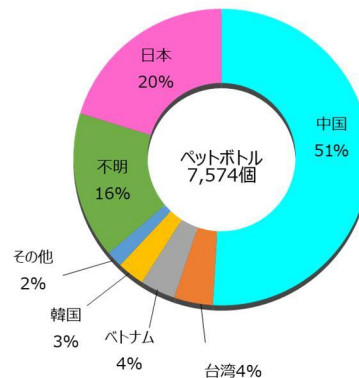


図 14：漂着したペットボトルの生産国別割合

出典：沖縄県海岸漂着物等地域対策推進事業報告書（沖縄県）

(3) 沖縄県のこれまでの取組

【これまでの主な取組】

- 本県では、これまで、プラスチック問題に対する取組として、大きく2つに分けて、①プラスチックごみの排出抑制・資源循環及び②海洋プラスチックごみ対策に取り組んできました。

① プラスチックごみの排出抑制・資源循環

- 沖縄県廃棄物処理計画における位置づけ

県では廃棄物処理法に基づき、第五期沖縄県廃棄物処理計画（令和4（2022）年3月）を策定し、県民、事業者、市町村及び県といった多くの主体が連携・協働して持続可能な社会の構築に向けた取組を包括的かつ計画的に推進しています。その中で、今期計画から新たに「プラスチックごみ対策の推進」を施策として追加し、プラスチックの資源循環や海洋プラスチックごみ対策を推進していくことを位置付けています。

- 沖縄県環境保全率先実行計画及びグリーン購入における取組

県では、自らが事業者として環境に配慮した事業活動に率先して取り組むため、沖縄県環境保全率先実行計画を策定し、廃棄物の排出削減に取り組むとともに、県が開催する会議においてペットボトル等のワンウェイプラスチック製品の提供を原則禁止にし、その取組を庁内に呼び掛けています。

また、グリーン購入法に基づき、環境負荷の低い製品や再生素材を原料とした製品の購入に、全庁を挙げて取り組んでいます。

- レジ袋有料化に係る取組

県では、全国一律のレジ袋有料化令和2（2020）年7月に先駆け、平成20（2008）年8月、県内流通事業者（計10社）、沖縄県ごみ減量推進会議、沖縄県の3者により、「沖縄県におけるレジ袋削減に向けた取組に関する協定」を締結し、同年10月1日から協定締結事業者においてレジ袋有料化を開始しています。

- 環境フェア等のイベントを活用した各種啓発活動

県では、県内の環境保全に関わる関係団体等が参加したおきなわアジェンダ21県民会議との共催等により、毎年、環境フェアを開催しています。同フェアは、県民一人一人が自らのライフスタイルを見直し、環境保全に主体的に取り組む契機とすることを目的としており、その中でプラスチックの使用削減に向けたパネル展示やチラシ配布を行うなど広く啓発活動を行っています。

- おきなわ環境教育プログラム集（学校教育編）による啓発活動

環境教育や環境保全活動の実践に役立つ教本として作成した「おきなわ環境教育プログラム」において、3R やプラスチックの削減に関するプログラムを掲載し、学校や地域等で活用してもらうとともに、沖縄県地域環境センターの出前講座のメニューとして活用・普及を図っています。

- 産業廃棄物に係る適正処理等への取組

県内の事業者に対して、産業廃棄物税を活用して産業廃棄物の発生抑制・リサイクルに資する施設・設備の整備費への支援を行うとともに、排出事業者に対する研修会の開催を通して、適正処理、資源循環、発生抑制への取組を促しています。

② 海洋プラスチックごみ対策

- 沖縄県海岸漂着物対策地域計画に基づく海岸漂着物の回収・処理対策

県では、海岸漂着物処理推進法に基づく国の基本方針に基づき、本県における海岸漂着物対策を推進するため、沖縄県海岸漂着物対策地域計画を策定し、円滑な回収・処理や効果的な発生抑制の実施に係る基本方針を定め、海岸管理者による回収・処理だけでなく、市町村及びボランティア団体の協力も得ながら、対策に取り組んでいます。

- モニタリング調査及び発生抑制対策の実施

本県の海岸に絶え間なく漂着する海洋プラスチックごみの実態を把握するため、モニタリング調査を継続的に実施しており、年間の漂着量の推計や生産国の確認等を行い、現状を分析することで、回収費用の確保等に係る基礎資料として活用しています。

また、発生抑制対策として、環境教育や普及啓発の取組を効果的に進めるため、NPO 等民間団体が参加するワーキンググループを組織し、意見を取り入れて普及啓発用の教材やポスターを作成するとともに、台湾の民間団体も参加したワークショップを連携して開催しているところです。



海岸漂着物調査の状況（八重山諸島地域）

- ちゅら島環境美化条例に基づくクリーン活動の推進

ポイ捨て等によるごみの散乱防止、環境美化の促進を図るため、ちゅら島環境美化条例（平成 14（2002）年）を制定し、地域が連携してクリーン活動などに取り組めるよう「ちゅら島環境美化推進県民連絡会議」を通じて全県一斉清掃への参加を呼びかけ、環境美化運動への機運醸成を図っています。

- 沖縄クリーンコーストネットワーク（OCCN）による海岸清掃活動

第十一管区海上保安部環境防災課の提唱の下、海岸清掃に自主的に取り組む団体等で構成された OCCN を県も共同で運営し、通年を通した「まるごと沖縄クリーンビーチ」キャンペーンを実施するなど、広く県民に参加を呼びかけており、例年延べ2千人を超える活動報告が行われています。

- 不法投棄防止対策

県では、不法投棄防止に向けて、県警などの関係機関との連携による合同パトロールの実施や市町村等への監視カメラの設置支援を行うなどの対策に取り組んでいます。

【参考】沖縄県におけるこれまでの取組の実施状況と今後の目標・計画等

主な取組			活動指標等	実績		目標・計画	
				R3以前	R4	R5	R6
プラスチックごみの排出抑制	沖縄県環境保全率先実行計画の推進による取組	・グリーン購入の推進、ワンウェイプラ製品の原則禁止等	取組実施	令和2年度から実行計画(第5期)を策定し、計画を推進			
	地域における使い捨てプラスチック削減に関する広報・啓発	レジ袋削減の推進、簡易包装商品の購入促進など	レジ袋削減協定締結事業者との連絡会議等開催数	平成20年協定締結後、レジ袋有料化をスタートし、年1回連絡会議を開催	1回 (目標1回)	1回	1回
	プラスチック製品の資源循環等に関する県民意識向上のための普及啓発活動	普及啓発用パネル等の作成、イベントでの活用等	会議開催等	万国津梁会議の開催3回開催	万国津梁会議の開催3回開催 (目標3回)	パネル等作成、イベント実施	動画等の作成、イベント等の実施
	第2次沖縄県環境教育等推進行動計画の推進	連携・協働ネットワークづくりの推進	環境教育等推進行動計画推進協議会の開催数	—	3回 (目標1回)	1回	1回
	沖縄環境教育プログラム集(学校教育編)の活用推進等	県HPへの掲載、小学から高校生まで広く活用推進	取組実施	令和2年度から県HPに掲載し、活用推進			
	出前講座等による環境保全活動の促進	県内小中学校などへの講師の派遣	出前講座等の活動回数	出前講座、啓発イベント活動、環境情報の発信	122回 (目標65回)	67回	70回
	産業廃棄物発生抑制等推進のための、県内事業者等への支援(産業廃棄物発生抑制・リサイクル等推進事業)	施設・設備の整備等への支援	補助事業採択件数	—	1件	1件	1件
	排出事業者等に対する研修会等の開催	資質向上、産廃適正処理推進のための研修会	研修会開催回数	令和3年度に5箇所で開催	8回 (目標5回)	5回	5回
海洋ごみ対策	海洋ごみに関する調査・研究(海岸漂着物等地域対策推進事業)	・漂着物回収・処理の促進 ・海岸漂着物の組成調査、マイクロプラスチック調査等 ・発生抑制対策の実施	調査実施件数	平成22年度から継続的に調査を実施	2件 (目標2件)	2件	2件
	「ちゅら島環境美化推進県民連絡会議」を主体とした広報啓発、全県一斉清掃の実施	新聞広告などによる広報啓発、年2回の全県一斉清掃	環境美化に関する啓発活動の実施数	令和3年度の参加人数0.9万人(目標10万人)	3回 (目標2回)	2回	2回
	環境保全活動を希望するボランティアと地域のニーズをマッチングし、県民環境保全活動への参画促進	環境ボランティアマッチングの促進	ボランティアマッチングの実施件数	—	25件 (目標5件)	10件	15件
	関係機関の連携による不法投棄防止に関する合同パトロールの実施等	連絡協議会の運営、関係機関との合同パトロールの実施	取組実施	平成26年度から継続的に調査を実施			
	監視カメラ等の費用の補助、夜間・過疎地域等監視の補助(市町村産廃対策支援事業)	不法投棄防止対策事業等への支援	補助事業採択件数	—	3件 (目標3件)	3件	3件

コラム2：新・沖縄21世紀ビジョン基本計画との関連

沖縄県では、沖縄振興特別措置に基づく沖縄振興計画として、令和4（2022）年5月に「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画（以下「21世紀ビジョン」という）」を策定しました。この計画の特徴としては、SDGsを取り入れながら、「社会」と「経済」を基軸に新たに「環境」の枠組みを加え、三つの側面が調和した「持続可能な沖縄の発展」と「誰一人取り残さない社会」を目指しています。

同計画では、2030年の沖縄のあるべき姿として示した5つの将来像のうち環境分野の将来像として「沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島」と位置付け、その実現に向けた基本施策として「(1)世界に誇れる島しょ型環境モデル地域の形成」を掲げています。この中で、廃棄物関連の施策展開として「イ 社会生活における資源循環の推進」として定め、さらに具体的な施策として「3Rの推進と環境負荷の低減化」や「脱プラスチック社会の推進」を掲げています。

「3Rの推進と環境負荷の低減化」では、発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）の3Rに、熱回収と適正処分を加えた5つについて、この並びを優先順位として循環型社会の形成を目指すことを掲げています。

また、「脱プラスチック社会の推進」では、使い捨て容器包装の削減やプラスチック製品の使用低減化、プラスチック素材から自然素材への転換、新しい代替素材の研究開発、低コスト化の促進、普及啓発などに取り組むことを掲げています。

将来像1 沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島

【基本施策】1-(1)世界に誇れる島しょ型環境モデル地域の形成

【施策展開】

1-(1)-イ 社会生活における資源循環の推進

【施策】	【成果指標（初期アウトカム）】
① 3Rの推進と環境負荷の低減化	一般廃棄物及び産業廃棄物のリサイクル率
② 効率的な廃棄物処理体制の推進	広域的処理を行う市町村数及びあわせ処理を行う市町村数
③ 食品ロス削減等の推進	食品ロス量
④ 脱プラスチック社会の推進	一般廃棄物・産業廃棄物プラスチック排出（リサイクル含む）量

コラム3：プラスチック問題に関する万国津梁会議

沖縄県では令和3（2021）年度から令和4（2022）年度にかけて、県の政策の更なる推進を図るため、「プラスチック問題に関する万国津梁会議（以下「万国津梁会議」という。）」を開催しました。この会議では、プラスチックに関わる有識者たちが集まり、沖縄県のプラスチック問題と課題を整理し、問題解決のための沖縄らしい方策について議論を重ねました。会議を通じて得られた様々な意見や提案などは、「プラごみを減らして守れ！ うちなー美ら海 プラスチック問題に関する提言」としてまとめられました（令和5（2023）年3月）。（参考：次頁プラスチック問題に関する提言書の構成、提言一覧）



万国津梁会議委員から提言書の手交の様子

県では、万国津梁会議の提言内容を具現化するため、本指針を策定するとともに各種取組を推進していきます。

プラスチック問題に関する万国津梁会議 委員名簿

氏名	職名等	区分
○赤嶺 太介	街クリーン株式会社 代表取締役社長	廃棄物・リサイクル業者
◎浅利 美鈴	京都大学大学院地球環境学堂 准教授	研究者
清野 聡子	九州大学大学院工学研究院 准教授	研究者
常盤 豊	株式会社グリーンテクノプラス 代表取締役	プラスチック素材 開発・製造者
原田 禎夫	大阪商業大学公共学部 准教授	研究者
久鍋 研二	株式会社セブン-イレブン・沖縄 代表取締役社長	小売業者
村上 千里	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 理事	消費者団体

※敬称略、五十音順。◎は委員長、○は副委員長。

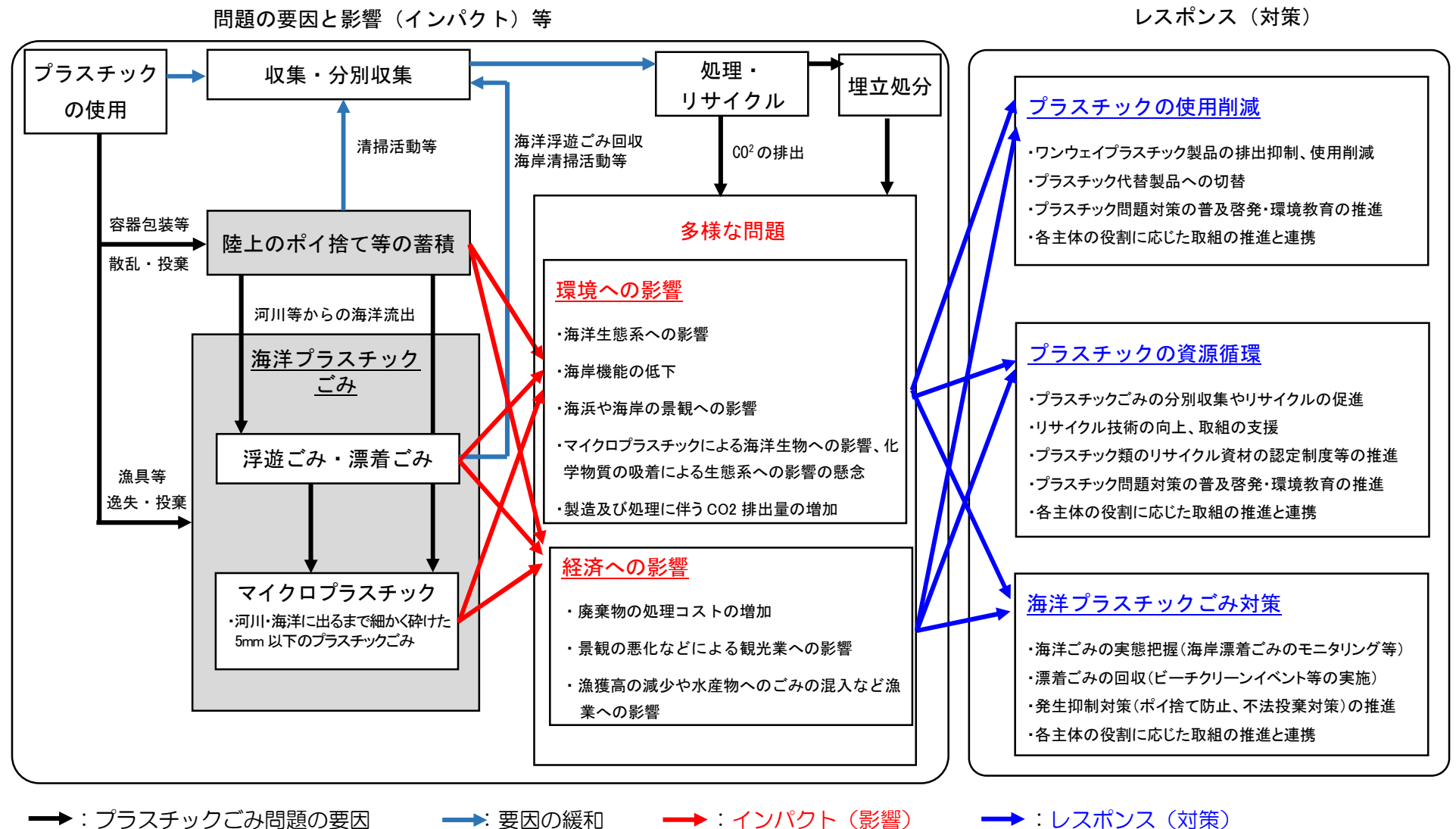
事務局：沖縄県環境部環境整備課、環境再生課

【参考】プラスチック問題に関する提言書の構成、提言一覧

Ⅰ プラスチック問題について：沖縄県の状況、プラスチック問題に対する世界・国内の動き	
Ⅱ 沖縄県が目指すべきプラ資源循環社会のビジョン：1 島しょ型プラ循環社会の実現、2 プラ対策の先進地へ	
Ⅲ 重点対策	
Ⅳ 新しいライフスタイルへの転換	Ⅴ プラスチック資源循環社会に向けた取組
1. 環境教育・コミュニケーション	4. ポイ捨て・不法投棄対策の強化
提言1 ●1 【短】 教育関係者との連携	提言33 中 罰則に関する情報提供
提言2 ●1 【短】 海ごみの調査や情報発信をするような子供たちの主体製を育む学習	提言34 中 ポイ捨てされたごみがすぐに海に流れ出る島しょ性特有の考慮
提言3 ●1 【短】 プラごみの回収～処理・活用までを含めた総合的な学習	提言35 中 警察、河川管理者、海岸管理者と連携した管理や捜査の強化
提言4 ●1 【短】 自治体や住民との対話を重ねる取組	提言36 【短】 監視システムの導入
提言5 ●1 【短】 学ぶ機会、情報に触れる機会の創出	提言37 【短】 観光客への協力依頼
提言6 ●1 中 学習プログラムの開発	提言38 【短】 ごみ箱の増設、デザイン性のある回収ボックスの設置
提言7 ●1 【短】 若い世代へのアプローチ	5. ブランディング
提言8 ●1 【短】 学校行事としての「環境教室」を実施	提言39 【短】 県民のプライドにつながるプラスチック対策
2. 普及啓発	提言40 【短】 自然と共生する沖縄らしいスタイルのアピール
提言9 ●1 【短】 五感に訴える周知活動の展開	提言41 【短】 キャッチフレーズなどによる発信力やムーブメントの醸成
提言10 ●1 【短】 スポーツやお祭り等のイベントの活用	提言42 【短】 探求型修学旅行の誘致
提言11 ●1 【短】 動画などを使った周知	提言43 【短】 観光ツアーの一環としてのプラスチック回収ツアーを実施
提言12 ●1 中 マイクロプラスチックを発生させない衣類や洗濯方法の普及	提言44 中 商品・サービスのブランディングと客単価の向上
提言13 ●1 【短】 新たな消費のあり方	6. 推進体制の構築
提言14 ●1 【短】 プラスチックの用途がわかる図表の作成と代替案の募集	提言45 中 沖縄県全体を大局的にとらえた施策の推進
Ⅴ プラスチック資源循環社会に向けた取組	提言46 【短】 具体的な計画の策定
1. プラスチック製品の使用削減	提言47 【短】 推進体制の整備
提言15 ●1 中 県民への新しいライフスタイルや消費のあり方の提案	提言48 中 国の目標を上回る数値目標の設定
提言16 【短】 ワンウェイプラスチックの先進的な削減の推進	提言49 【短】 県民、企業、行政、消費者団体、観光客、教育機関、研究機関が一体となった取組
提言17 ●1 中 マイボトル、マイ箸、マイスプーン、マイストロー等の普及	提言50 ●2 【短】 ボランティア団体、NPO法人、消費者団体との連携
提言18 ●1 【短】 サトウキビ等を原料とした代替製品の普及	提言51 ●2 【短】 国際的な交流事業、連携
提言19 中 軽量化によるプラスチック使用の削減やリユース商品の利用の推進	提言52 中 技術開発の推進、研究機関・生産事業者との連携
提言20 中 沖縄らしい伝統的な資源循環の工夫や知恵の活用	提言53 【短】 市民参加型のプロセス導入
提言21 【短】 プラスチック製品であることの明示	7. 制度の導入と活用
提言22 中 ラベルレスペットボトルの普及	提言54 ●1 中 自立した制度の導入（デポジット制度や川ごみ対策など）
2. 資源循環の取組	提言55 ●1 【短】 国や県の補助制度、ふるさと納税の活用
提言23 ●1 中 再資源化施設の整備や分別方法の統一、スケールメリットの創出	提言56 ●1 【短】 企業等への支援
提言24 【短】 行政によるリサイクル商品の率先した利用、県民や企業への普及	提言57 ●1 【短】 認証制度の導入
提言25 <長> プラスチック資源を県内で循環利用するための仕組みやまちづくりの検討	提言58 ●1 【短】 イベントの後援条件による対策促進
提言26 <長> 資源循環に関連する環境の改善	【取り組む時期の視点】 短期 2027（R9）年度までに本格化 中期 2032（R14）年度までに本格化 長期 2037（R19）年度までに本格化 ※●1 ビジョン1に係る重点対策 ●2 ビジョン2に係る重点対策
提言27 <長> プラスチック製造における環境配慮の促進	
3. クリーン活動の推進（海洋ごみ対策）	
提言28 【短】 海岸の特性や離島の課題に応じた海洋ごみの回収	
提言29 【短】 川ごみを含めた陸域の清掃活動、美化活動などの支援や活動の周知	
提言30 中 海洋ごみを資源として活用する方法の検討	
提言31 【短】 クリーン活動のイベント化・表彰の実施	
提言32 中 新技術を活用したプラスチックごみの追跡・収集・処分	

コラム4：本県のプラスチックごみの発生によるインパクト（影響）レスポンス（対策）フロー

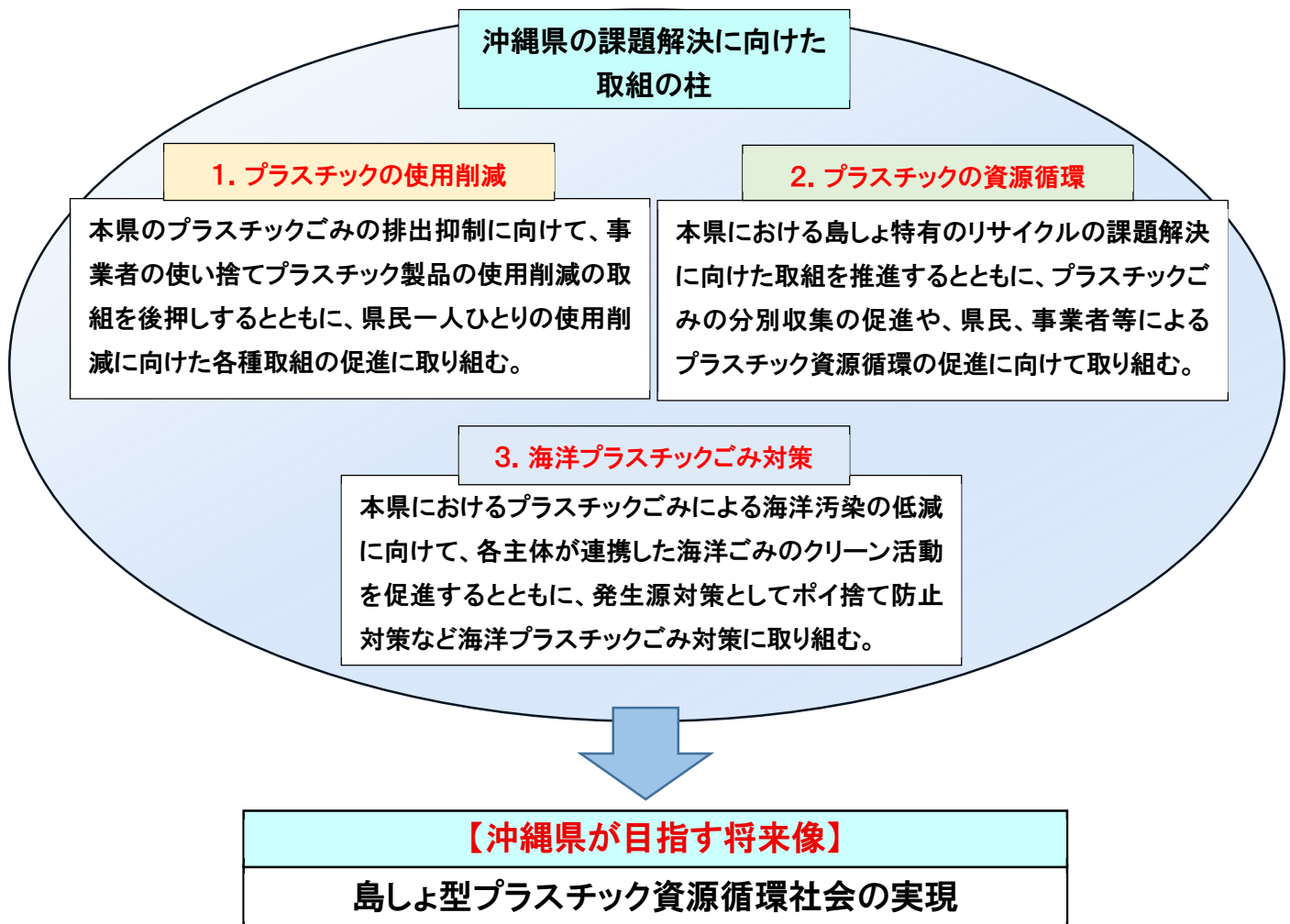
県のこれまでの取組や課題を踏まえ、プラスチックごみの発生による影響（インパクト）と、解決にあたってのレスポンス（対策）の関連について、以下のとおりインパクトレスポンスフローで整理しました。



2. 沖縄県が目指す基本的方向

- ・島しょ県である本県が抱える現状と課題（P15）、そしてこれらに対する万国津梁会議からの提言（P23）を踏まえ、沖縄県が目指す基本的方向として、本県特有の課題解決に向けた取組の柱を以下のように設定します。

- ・第一にプラスチックの使用を削減し、第二にプラスチックを資源循環させること、第三に海洋プラスチックごみ対策に取り組むこととし、課題解決に向けて、県、市町村、事業者、県民などの各主体が連携し、3本の柱に沿った取組を進め、「島しょ型プラスチック資源循環社会」の実現を目指していくこととします。



目指す将来像「島しょ型プラスチック資源循環社会」を実現したイメージ

沖縄県が目指す将来像「島しょ型プラスチック資源循環社会の実現」が達成された場合の3本の取組の柱ごとのイメージを以下に示します。

1. プラスチックの使用削減

県民生活において、プラスチック製品の繰り返し使用やプラスチック代替製品の積極的な利用などプラスチックを賢く使うライフスタイルが定着するとともに、県内の各業態において、ワンウェイプラスチックの使用削減が進められ、プラスチックごみの排出が大幅に抑制される。

2. プラスチックの資源循環

県内において、プラスチックごみの分別収集が進み、廃プラスチック類がリサイクル資源として安定して供給されるとともに、プラスチックごみの選別・洗浄・再生の一連の行程が行えるリサイクル産業が地場産業として確立し、プラスチック資源循環ルートが構築される。

3. 海洋プラスチックごみ対策

各主体が連携した海洋プラスチックごみの回収が持続的に行われる体制が構築され、効率的に回収・処理が行われるとともに、ポイ捨て防止などの発生抑制への意識向上が図られた結果、沖縄の海岸が美しく保全されている。



図の引用：プラスチック資源循環法
関連特設サイト（環境省）

3. 本指針の進捗状況を把握するための指標及び目標

- 本県の目指す姿を達成するためには、使い捨てプラスチック製品の使用削減と資源循環を実践し、可能な限りプラスチックごみの排出を抑制した循環型社会の構築を目指していくことが重要です。
- 本県の地域特性に合った取組を探求し、効果的に啓発を行っていくことで、県民一人ひとりが率先してプラスチックごみを減らしていく意識を向上させることに繋がります。
- そのため、本指針では取組の柱に沿った指標として、「1. プラスチックの使用削減」及び「2. プラスチックの資源循環」については、沖縄 21 世紀ビジョンの実現に向けた取組で掲げる施策の「脱プラスチック社会の推進」及び「3R の推進と環境負荷の低減化」の成果指標としている①一般廃棄物プラスチックごみ排出量、②一般廃棄物リサイクル率を指標として設定し、取組の進捗状況を確認していきます。
※県では、沖縄 21 世紀ビジョンの着実な進捗を図るため、新・沖縄 21 世紀ビジョン実施計画で PDCA サイクルを導入し、毎年度施策の検証を行っていることから、その中で示している成果指標を本指針の指標・目標に用いて、沖縄 21 世紀ビジョンと連動する形で本指針の取組を推進します。
- 新・沖縄 21 世紀ビジョン実施計画で示している終期目標年の令和 13（2031）年度（本指針策定年度から 7 年後）を本指針の目標年とし、以下に示すとおり、令和 2（2020）年度の基準値との比較により目標達成を目指します。なお、令和 14（2032）年度以降も沖縄 21 世紀ビジョン実施計画で示す指標に沿って、本指針の取組を推進します。目標年よりも先に目標を達成した場合、21 世紀ビジョンの見直しに合わせてより高い目標を掲げ、更なるプラスチックごみの排出抑制に取り組んでまいります。
- また、本指針の進捗状況を把握するため、指標に加え、万国津梁会議の提言書で示された取組時期の短期・中期・長期の各段階で補完的に意識調査を実施し、プラスチックごみに対する県民等の意識変化と行動変容を確認していきます。（P29「コラム5：プラスチックごみ問題に対する県民、事業者等の意識調査」参照）
- 3つ目の柱である「3. 海洋プラスチックごみ対策」については、意識調査の中で「海岸漂着ごみの回収」や「海岸清掃への参加」、「ポイ捨て・不法投棄」に関する項目を確認することで、県民や事業者の意識変化と行動変容について確認し、「できている」と回答した人の割合の上昇を目指します。

【指標・目標値】

指標：①一般廃棄物プラスチックごみ排出量

基準値：124,072 トン（R2（2020）年度）

目標値：118,733 トン（R13（2031）年度）

②一般廃棄物リサイクル率

基準値：16.6%（R2（2020）年度）

目標値：22%（R13（2031）年度）

※「3. 海洋プラスチックごみ対策」については、意識調査において意識変化と行動変容を確認し、ポイ捨て・不法投棄はしない、海岸漂着ごみを拾うなどの項目について「できている」と回答した人の割合の上昇を目指す。

【参考】プラスチック問題に関する提言に示された取組を本格化する時期

短期：令和9（2027）年度までに取組を本格化

中期：令和14（2032）年度までに取組を本格化

長期：令和19（2037）年度までに取組を本格化

コラム5：プラスチックごみ問題に対する県民、事業者等の意識調査

沖縄県では、令和3年（2021）度に県民や事業者等のプラスチックごみ問題に対する考え方、取組状況等の把握を目的として意識調査（アンケート調査）を実施しました。

調査結果によれば、マイバックスの持参については、「とてもよくできている」と「まあまあできている」と回答した人が合計で約84.5%となっており、マイバックスの持参が浸透してきていることがわかります。しかし、使い捨てプラスチック製品に関しては、「スプーン、フォーク、ストロー、おしぼり、アメニティグッズを受け取らない」と回答した人は4割台と低い割合となっており、意識がまだ十分に高まっていないことが伺えます。

また、「海岸漂着ごみの回収」や「海岸清掃への参加」に関しては、「まったくできていない」が約4割を占めていることから、県民が積極的に参加しやすい体制づくりや参加を促す取組の実施、美化活動に対する意識向上を図って行くことが重要です。

このため、県では、県民一人ひとりがプラスチック問題を自分事として捉え、主体的な行動に結び付けてもらうため、環境教育の充実や様々なツールを活用した普及啓発を通じて、県民のプラスチック問題に対する意識を高める取組を進めていきます。

【県民等へのアンケート調査結果より抜粋】

設問：日常生活の中でプラスチック容器の利用を減らすなど、海を汚さない行動をどのくらい実践していますか。

			とてもよく できている	まあまあで きている	どちらとも いえない	あまりでき ていない	まったくで きていない
Q9項目1	マイバックスを持参し、レジ袋の利用はできるだけ控える、再利用している	%	53.2	31.3	9.3	4.5	1.7
Q9項目2	スーパーなどのレジの近くに置いてあるロール状のポリ袋の使用を控える	%	13.6	29.6	28.6	20.3	7.9
Q9項目3	マイボトルを持参し、ペットボトルなどの使い捨て飲料容器をできるだけ使用しない	%	24.1	25.8	22.2	15.5	12.4
Q9項目4	スプーン、フォーク、ストロー、おしぼり、アメニティグッズを受け取らない	%	16.9	31.3	25.3	18.4	8.1
Q9項目5	ルールに従って、ごみを正しく分別する	%	49.9	36.8	10.3	1.2	1.9
Q9項目6	再生可能素材（ビン、紙）、植物由来のプラスチックなどを使った製品を積極的に選ぶ	%	12.4	21.0	40.1	17.4	9.1
Q9項目7	ポイ捨て・不法投棄はしない	%	75.9	16.9	5.5	1.0	0.7
Q9項目8	ポイ捨て・不法投棄を見かけたら注意する	%	7.6	11.5	37.9	18.9	24.1
Q9項目9	路上などに落ちているごみを積極的に拾う	%	9.5	14.1	30.1	25.5	20.8
Q9項目10	海岸漂着ごみなどを積極的に拾う	%	7.2	10.0	26.3	20.5	36.0
Q9項目11	街中や海岸で行われる清掃活動に積極的に参加する	%	6.4	10.7	20.3	20.8	41.8
Q9項目12	その他（その他に実践している行動があればお知らせください）	%	25.0	75.0	0.0	0.0	0.0

※四捨五入等端数処理の関係上、割合の合計値は100%にならない場合がある。

4. 各主体の役割

- プラ新法においては、「プラスチックの資源循環の実現に向けて、全ての関係主体が参画し、相互に連携しながら、効率的で持続可能な資源循環を可能とする環境整備を進めることで、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する施策を一体的に行い、相乗効果を高めていくことが重要である」との観点から、各主体の役割が定められています。
- 本指針においては、「島しょ型プラスチック資源循環社会の実現」に向けて、各主体の具体的な取組を推進するため、プラ新法の各主体の役割に準じる形で沖縄県、市町村、事業者、県民の役割を以下のとおり整理しました。

主体	役割
沖縄県	・本指針に基づき、率先して(1)プラスチックの使用削減、(2)プラスチック資源循環の促進、(3)海洋プラスチックごみ対策に取り組むこと。 ・県民や事業者のニーズや業界の動向を把握し、市町村と連携しながらプラスチック問題に関する取り組みを進めること。
	【プラ新法の責務】 ・市町村がその責務を十分果たすために必要な技術的援助を与え、国の施策に準じてプラスチックに係る資源循環の促進等に必要な措置を講ずること。
市町村	・本指針に基づき、プラスチックごみの排出抑制、分別収集、再資源化について、住民等に対する啓発や各種取組をより一層推進すること。
	【プラ新法の責務】 ・家庭から排出されるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集、再商品化その他の国の施策に準じてプラスチックに係る資源循環の促進に必要な措置を講ずること。
事業者	・本指針に基づき、プラスチックごみの排出抑制、分別、再資源化について、県や市町村の施策に協力するとともに、業態に応じた取組を推進するよう努めること。
	【プラ新法の責務】 ・プラスチック使用製品設計指針に即してプラスチック使用製品を設計すること。 ・プラスチック使用製品の使用の合理化のために業種や業態の実態に応じて有効な取組を選択し、当該取組を行うことによりプラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制すること。 ・自ら製造・販売したプラスチック使用製品の自主回収・再資源化を率先して実施すること。 ・排出事業者としてプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等を促進すること。
県民 (消費者)	・本指針に基づき、プラスチックの使用削減、プラスチック資源循環、海洋プラスチックごみ対策について、一人ひとりが実施可能な取組の実践に努めること。
	【プラ新法の責務】 ・プラスチック使用製品の使用の合理化によりプラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制すること。 ・プラスチック使用製品廃棄物を市区町村及び事業者双方の回収ルートに適した分別をして排出すること。 ・認定プラスチック使用製品を使用すること。

5. 島しょ型プラスチック資源循環社会の実現に向けた各主体の具体的な取組

本県の目指す「島しょ型プラスチック資源循環社会の実現」に向けて、3つの取組の柱に沿って、県、市町村、事業者、県民等の様々な主体が連携して取り組む必要があることから、具体的な各主体別の取組を以下のとおり整理しました。

(1) プラスチックの使用削減

実施主体	主な取組等
沖縄県	<u>I. 使い捨てプラスチック使用削減の推進</u> ①事業者の使い捨てプラスチック使用削減の後押しとなるよう「事業者向けの使い捨てプラスチック使用削減の手引き」を策定し、事業者の削減計画策定を促進するとともに、事業者の削減に向けた活動を周知する。 ②プラスチックの使用削減について、事業者が自ら率先して取り組めるよう自己宣言制度を設けるなど、事業者の自主的な取組を促進する。 ③国と連携し、プラ新法に基づく「特定プラスチック使用製品多量提供事業者※」に対して、提供方法の工夫や提供する製品の工夫を呼び掛けるなど使用削減に取り組むよう働きかけを行う。 ※特定プラスチック使用製品多量提供事業者とは・・・プラ新法において定義される前年度における特定プラスチック使用製品の提供量が5 t以上の事業者のこと ④サステナブルツーリズム（持続可能な観光）を推進するため、使い捨て容器包装の削減、観光サービス提供時における県産リサイクル製品、代替プラスチック製品の積極的な利用や自然素材への転換、宿泊施設のアメニティの提供方法の工夫、分別の徹底などを通じて観光分野におけるプラスチックごみの発生抑制、使用削減に向けた取組を推進する。 ⑤県が開催する会議において飲食物を提供する場合、使い捨てプラスチック製品の使用を原則禁止するとともに、県が後援・協賛する会議においても使い捨てプラスチック製品の使用について配慮を求め、発生抑制、使用削減に努める。 <u>II. プラスチック代替製品の積極的な活用の推進</u> ①紙製品やバイオマスプラスチックなどプラスチック代替製品の積極的な活用を推進し、プラスチックごみの発生抑制、使用削減に努める。 <u>III. 環境教育の充実</u> ①次世代を担う子どもたちがプラスチック問題を自分事として捉え、3R やプラスチック削減の効果を正しく理解し、主体的な取組や行動に結び付けてもらうため、学校や教育委員会、NPOなどと連携して環境教育の充実を図る。

	Ⅳ. 情報発信、普及啓発 ①プラスチック問題に関する動画等のツールや SNS 等を活用した情報発信、イベントの開催等による普及啓発によって、県民のプラスチック問題に対する意識の醸成に取り組む。 ※P35 コラム 6「プラスチック問題解決に向けた普及啓発の取組について」参照
市町村	Ⅰ. プラスチックごみの分別収集の推進 ①住民等に対するプラスチックごみの排出抑制や分別収集、再資源化について普及啓発に取り組む。 ②バイオマスプラスチック※を指定ごみ袋の素材に用いることを検討するなどごみ袋のプラスチック素材の使用削減に努める。 ※P36 コラム 7「バイオプラスチックについて」参照
事業者	Ⅰ. プラスチックごみの排出抑制 ①「事業者向けの使い捨てプラスチック使用削減の手引き」に沿って、使い捨てプラスチック使用製品の提供方法を工夫するなどしてプラスチックごみの排出抑制、使用削減に関する各種取組を実践する。また、同手引きに示す推奨例を積極的に取り入れて実践に努める。 ②県が設置する自己宣言制度を積極的に活用し、プラスチックごみの排出抑制、使用削減に努める。 Ⅱ. プラスチック代替製品の積極的な活用の推進 ①オフィスや事業場において、バイオプラスチック又は紙製品などプラスチック代替素材利用製品の使用に努める。
県民	Ⅰ. プラスチックごみの発生抑制 ①県民一人ひとりが、プラスチック問題を自分事として捉え、ライフスタイルを見直し、プラスチック代替素材を利用した製品を選択するなど、プラスチックと賢く付き合う各種取り組みを実践する。 (取組例) ・マイバッグ、マイボトル等を積極的に利用する。 ※P36 コラム 8「マイバッグ・マイボトルで楽しみながら環境にアクション！」参照 ・シャンプーや洗剤などはボトル不要の製品や詰め替え製品を積極的に活用する。 ・長く繰り返し使える製品を選択し、使い捨て製品はできるだけ利用しない。 ・バイオプラスチック又は紙製品などプラスチック代替素材利用製品を積極的に利用する。

- プラスチック製品を大切に使い、製品の寿命を長くすることを意識し、ごみの発生を抑制する。
- 店頭で配布されるスプーンなどの使い捨てプラスチックが不必要な場合は断るよう心掛ける。
- リユースの観点から、衣類、日用品、雑貨など使い終わったプラスチック製品をリサイクルショップに持ち込むことや、プラスチック製品を購入する前にリサイクルショップの活用を検討する。
- プラスチック製品を購入する前にレンタルやサブスクリプションなど購入以外の方法についても検討する。



コラム 6. プラスチック問題解決に向けた普及啓発の取組について

沖縄県では令和5（2023）年度から新たにプラスチック問題について普及啓発するためのパンフレット、ポスター、パネル、LP（ランディングページ）等を作成しています。身の回りにあるプラスチックの材料に関する基本的な情報（メリット・デメリット）から、プラスチック問題は沖縄県に「海洋汚染」、「地球温暖化」など直接的に影響をもたらすこと、沖縄県の島しょ県の特長などから全国と比較してリサイクル率が低いという課題があることなどの情報が紹介されています。さらに、プラスチック問題解決のために自分達にできる取組について 3R+Renewable の説明や、具体的な取組例などを掲載しています。下記の QR コードからも LP がご覧いただけます。



ランディングページ（LP）の制作

URL : <https://reduce-plastic.okinawa/>

また、作成したパンフレット、パネル等の普及啓発用資材を活用し、パネル展（宮古、八重山、北部、中部、南部の5地域）の開催や、ラジオ番組、SNS などを活用した多種多様な手法で県民等への周知啓発を行っているほか、ビーチクリーンイベントの開催による普及啓発も実施しています。



パネル展の実施状況（イオン名護店）



県主催ビーチクリーンの実施状況（南城市安座真）

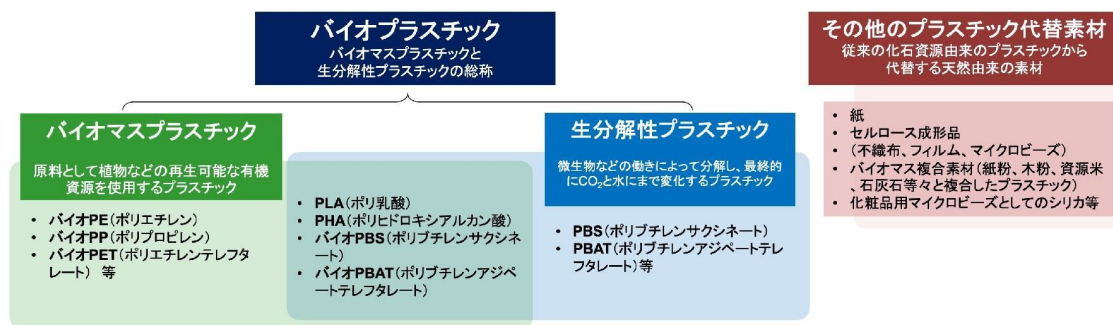
出典）令和5年度プラスチック問題対策普及啓発事業委託業務報告書（沖縄県）

コラム 7. バイオプラスチックについて

バイオプラスチックとは、植物などの再生可能な有機資源を原料とするバイオマスプラスチックと微生物等の働きで最終的に二酸化炭素と水にまで分解する生分解性プラスチックの総称です。

両者の分類は以下の図に示すとおりです。原料、製法、化学構造や機能は様々であり、それぞれの特徴を正しく理解して適切な用途で使うことが重要となります。

また、バイオプラスチックの種類によっては、リサイクルの際に他のプラスチックと混入すると悪影響を及ぼすおそれがあるものがあり、リサイクル可能なバイオプラスチックかきちんと確認する必要があります。



バイオマスプラスチック	原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチック素材。
生分解性プラスチック	プラスチックとしての機能や物性に加えて、ある一定の条件の下で自然界に豊富に存在する微生物などの働きによって分解し、最終的には二酸化炭素と水にまで変化する性質を持つ。原料として植物などの再生可能な有機資源、又は、化石資源を使用したもの。
バイオプラスチック	バイオマスプラスチックと生分解性プラスチックの総称。

出典：環境省 HP 「プラスチック資源循環バイオプラスチックとは？」より

コラム 8. マイバッグ・マイボトルで楽しみながら環境にアクション！

「レジ袋」は、国民一人当たりで年間およそ 300 枚使用していると推定されており、その使用をマイバッグなどに置き換えレジ袋の使用を削減した場合、CO₂ 排出量削減量は年間一人当たり 18.3 g となります。また、年間一人当たりで約 900 円の節約に繋がります。

「ペットボトル」は国民一人当たりで年間およそ 200 本購入していると推定されており、1 本当たりの CO₂ 排出量は約 143 g とされているので、その使用をマイボトルなどに置き換え、ペットボトルの購入を控えた場合、CO₂ 排出削減量は一人当たり年間 28.6kg となります。

お気に入りのデザインのマイボトル・マイバッグを持ち運び、楽しみながら脱プラスチックしてみませんか？



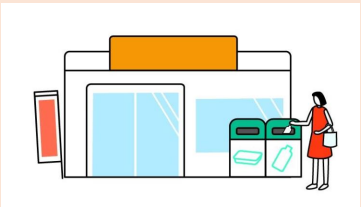
沖縄県事業により制作したレジカゴマイバッグ

(2) プラスチックの資源循環

実施 主体	主な取組等
沖縄県	<u>I. プラスチックごみの分別収集やリサイクルの促進</u> ①容器包装リサイクル法で定める沖縄県分別収集促進計画に基づき、市町村による容器包装プラスチックの分別収集が促進されるよう支援する。 <u>II. プラスチックの資源循環の促進</u> ①プラスチック資源循環促進法に基づく再商品化のルートの構築に向けた検討など、県内でのプラスチック類の資源循環の推進に取り組む。 ②国と連携し、プラ新法に基づく「多量排出事業者（前年度におけるプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出量が 250 t 以上である事業所、工場、店舗等の排出事業者）」に対して、排出の抑制・再資源化等に取り組むよう働きかけを行う。 ③国や民間企業が推進する廃棄物を資源として活用する循環経済の取組に協力し、県内でのプラスチック類の資源循環の推進に取り組む。 ④「沖縄県リサイクル資材評価認定制度（ゆいくる）」の運用により、プラスチック類の再生資材を認定することで県産リサイクル資材の利用拡大を図り、県内でのプラスチック類の資源循環を促進する。 ⑤沖縄県産業廃棄物税の徴収を活用して、県内の事業者等が実施するプラスチック類を含む産業廃棄物の発生抑制、リサイクルを推進するための設備整備や研究等に対し、事業費の一部を助成することにより、リサイクルに取り組む事業者を支援する。 <u>III. 環境教育の充実</u> ①次世代を担う子どもたちがプラスチック問題を自分事として捉え、3R やプラスチック削減の効果を正しく理解し、主体的な取組や行動に結び付けてもらうため、学校や教育委員会、NPO などと連携して環境教育の充実を図る。（(1)沖縄県Ⅲ①再掲） <u>IV. 情報発信、普及啓発</u> ①プラスチック問題に関する動画等のツールや SNS 等を活用した情報発信、イベントの開催等による普及啓発によって、県民のプラスチック問題に対する意識の醸成に取り組む。（(1)沖縄県Ⅳ①再掲） <u>V. グリーン購入の推進</u> ①県の全機関においてグリーン購入を推進するとともに、また、事業者や県民に対してもグリーン購入を推奨する。

市町村	<u>I. プラスチックごみの分別収集の推進</u> ①県内のリサイクルの実施主体となるため、先進的な他自治体の情報収集を行い、取組に反映させるなど、3Rのさらなる推進に努める。 ②プラ新法の市町村の役割に基づき、プラスチックごみの分別収集に取り組むなど、リサイクルの推進に努める。 ③住民等に対するプラスチックごみの排出抑制や分別収集、再資源化について普及啓発に取り組む。(1)市町村 I ①再掲) <u>II. グリーン購入の推進</u> ①庁舎内においてグリーン購入を推進し、自治区内の事業者や住民に対してもグリーン購入を推奨する。
事業者	<u>I. プラスチックごみの再資源化</u> ①プラ新法におけるプラスチック使用製品設計指針※に基づいて、プラスチック製品の設計及びプラスチック製品の製造（設計を行う者に限る）を業として行う事業者は、プラスチック使用製品の設計にあたって、減量化（軽量化）や包装の簡素化、代替素材の利用などに取り組み、製品のライフサイクル全体での環境負荷の低減に努める。 ※プラスチック使用製品設計指針とは・・・主務大臣が定める、プラスチックに係る資源循環の促進等を円滑に実施するためにプラスチック使用製品製造事業者等が講ずべき指針のこと ②プラスチック製品の製造・販売事業者は、プラ新法第 39 条※に基づく自主回収再資源化事業の実施を検討するなどし、県内での資源循環の推進に努める。 ※プラ新法第 39 条では、製造・販売事業者が作成した自主回収・再資源化事業計画を主務大臣が認定した場合に、認定を受けた事業者は廃棄物処理法に基づく業の許可がなくても、使用済みプラスチック使用製品の自主回収・再資源化事業を行うことができるとされている。 ③プラスチックごみの排出事業者は、再生利用を行っている産業廃棄物処理業者に委託することや、廃棄物処理法に基づく広域認定制度を活用するなど積極的にリサイクルの推進に努める。 ④小売店での白色トレイ等プラスチック製容器包装の店頭回収など、業態に応じた再資源化に関する各種取組を実践する。 ※P39 コラム9「ペットボトル、トレイ等の店頭回収」参照 <u>II. プラスチックごみの分別</u> ①オフィスや店舗等において、従業員に周知するなどしてプラスチックごみの分別を徹底し、産業廃棄物として排出する必要があるものは産業廃棄物処理業者に委託して適正な処理を徹底する。

県民	I. プラスチックごみの分別 ①市町村によるルールに従って、適切にプラスチックごみを分別するとともに、プラスチックの再資源化に関する各種取組を実践する。 （取組例） ・白色トレイやペットボトル、衣類の店頭回収など事業者や自治体等が行うリサイクルの取組に積極的に参加する。 ・再生素材を使用したリサイクル表示のある製品や繰り返し使える製品を積極的に選択する。
----	---



コラム 9. ペットボトル、トレイ等の店頭回収

コンビニエンスストアやスーパーマーケットなどでは、飲食料品で使用されているプラスチック容器について、店頭で自主回収してリサイクルする仕組みを構築するなど、プラスチック資源循環の取組を実践しています。

セブン-イレブン・ジャパンでは、一部店舗にペットボトル回収機を設置し、もう一度ペットボトルに再生する「ボトル to ボトル」という循環型リサイクルに取り組んでいます。

サンエーやイオン琉球などでは、食品トレイなどを店頭回収することで資源再生を図り、CO2 排出削減など地球温暖化防止、家庭ごみの減少に取り組んでいます。

例えば、イオン琉球での 1 年間のレジ袋削減量 283 万枚を CO2 排出量に換算すると 173t となり（レジ袋の製造、焼却する際の CO2 排出量）、これは約 85 世帯分の年間平均電力消費量の CO2 排出量に相当します。



出典）左からセブン-イレブン・ジャパン、イオン琉球、サンエーのホームページより

事業者によるプラスチック資源循環の取組実績例

活動内容	イオン琉球 (2022 年度実績)	サンエー (2024 年 10 月実績)	セブン-イレブン
食品レジ袋削減 (レジ袋辞退率)	75.3%	79.3%	72.9% (2023 年度実績)
食品トレイ	17,750kg	4,320kg	トレーのリサイクルを実施
ペットボトル	65,331kg	—	9,800 t (2019 年度実績)

(3) 海洋プラスチックごみ対策

実施主体	主な取組等
沖縄県	<u>I. 海洋ごみのクリーン活動の促進</u> ①海岸漂着物処理推進法に基づき、海岸管理者は、管理する海岸の海岸漂着物の回収・処理を行うなど海岸保全のために必要な措置を講じる。その際には、地域と連携して取り組む。 ②県民・事業者・市町村・ボランティア団体、漁業者等の活動を支援する。 ③海岸漂着物対策として、海岸漂着物のモニタリング調査、発生抑制対策に取り組む。 ④海上保安庁第十一管区海上保安本部等とともに、海岸清掃に取り組むボランティア団体等を支援する OCCN（ガワ・グリー・コースト・ネットワーク）の活動を推進する。 ※P41 コラム 10「OCCN による一斉海浜清掃の実施」参照 <u>II. ポイ捨て・不法投棄防止対策</u> ①「ちゅら島環境美化条例」のもと、市町村、関係団体、NPO、地域住民と連携し、ポイ捨て抑止に向けたごみ散乱防止啓発活動を行う。 ②不法投棄された廃棄物（プラごみ等）の河川や海域への流出を防止するため、県警や市町村と連携し、不法投棄防止パトロールや監視カメラの措置など不法投棄の防止対策に取り組む。
市町村	<u>I. 海洋ごみのクリーン活動の促進</u> ①海岸漂着物処理推進法に基づき、海岸管理者（県等）に協力し、海岸漂着物対策の体制、海岸漂着物等の実態等、地域の実情を踏まえ、ボランティア団体等の海洋ごみクリーン活動等の取組を促進する。
事業者 県民	<u>I. 海洋ごみのクリーン活動の協力</u> ①県・市町村・ボランティア団体等による海洋ごみのクリーン活動等の取組について積極的に協力する。

コラム 10. OCCN による一斉海浜清掃の実施

環境を守る県民意識の向上を目的に結成された「沖縄クリーンコーストネットワーク（OCCN）」は、令和6年で22年目となります。OCCNは、行政機関、各種法人、個人、ボランティア団体で集まったネットワークで、参加メンバーが自由に活動することができ、情報を共有することで海岸清掃活動を効果的に行っています。OCCNは活動する各種団体等のサポートを目的としており、年1回の「まるごと沖縄クリーンビーチ」の実施、OCCN活動の周知・宣伝活動を行っています。他にも様々な団体により様々な地域でビーチクリーンが開催されており、ホームページで参加の募集が行われています。

OCCN ホームページ URL : <https://occn.jp/plan>

事務局 : 沖縄クリーンコーストネットワーク



出典) 沖縄クリーンコーストネットワーク (OCCN) ホームページ



南城市 玉城海岸での海浜一斉清掃の実施例
(2024年10月)

6. 「島しょ型プラスチック資源循環社会の実現」に向けたロードマップ

沖縄県の目指す「島しょ型プラスチック資源循環社会の実現」が着実に進展するよう各取組についてロードマップを示します。また、プラスチック代替製品の活用やプラスチック資源循環の促進等、段階的かつ中長期的に取り組んでいく必要がある施策もあるため、各取組に応じて、本格化する時期を以下に示す短期、中期、長期の3段階を目安に取組を推進していきます。

【取組を本格化する時期】

短期：令和9（2027）年度までに取組を本格化

中期：令和14（2032）年度までに取組を本格化

長期：令和19（2037）年度までに取組を本格化

ロードマップ ※県の取組事項を踏まえ作成

主な取組項目	取組項目	令和7～令和9 (2025～2027) 年度	令和10～令和14 (2028～2032) 年度	令和15～令和19 (2033～2037) 年度
プラスチック使用削減等	I プラスチックごみの発生抑制の推進	- 事業者の削減計画策定を周知 - 自己宣言制度の創設	- 事業者の削減計画策定を促進 - 自己宣言制度の促進	
	II プラスチック代替製品の積極的な活用の推進	- 観光分野、事業者、県庁内のプラスチックごみの発生抑制、使用削減の推進 - バイオプラスチックなどプラスチック代替製品の積極的な活用の推進		
	III 環境教育の充実	学校や教育委員会、NPO などと連携した環境教育の実施		
	IV 情報発信、普及啓発	プラスチック問題に関する動画等のツールやSNS等を活用した情報発信、イベントの開催等による普及啓発の実施		
プラスチックの資源循環	I プラスチックごみの分別収集やリサイクルの促進	市町村による容器包装プラスチックの分別収集の促進に向けた支援		
	II プラスチックの資源循環の促進	県内でのプラスチック類の資源循環の推進		
	III 環境教育の充実	学校や教育委員会、NPO などと連携した環境教育の実施（再掲）		
	IV 情報発信、普及啓発	プラスチック問題に関する動画等のツールやSNS等を活用した情報発信、イベントの開催等による普及啓発の実施（再掲）		
	V グリーン購入の推進	県全機関においてグリーン購入の推進		
海洋プラスチックごみ対策	I 海洋ごみのクリーン活動の促進	県民・事業者・市町村・ボランティア団体との連携協力、活動支援		
	II ボイ捨て・不法投棄防止対策	ボイ捨て抑止に向けたごみ散乱防止啓発活動や、不法投棄防止パトロールなど不法投棄の防止対策の実施		

7. 指針の推進に向けて

- 指針の推進に向けて、事務局（沖縄県環境部環境整備課）において、各主体（県、市町村、事業者、県民）に対して周知を行うとともに、短期、中期、長期のタイミングで各主体の取組状況の把握に努めていきます。
- 市町村に対しては「市町村廃棄物主管課長及び一部事務組合事務局長会議」を、事業者に対しては「沖縄県におけるレジ袋削減に向けた取組に関する協定」締結事業者会議等の場を活用して、取組状況について情報共有や意見交換を行います。

事務局： 環境部環境整備課

庁内、市町村： 短期、中期、長期（※1）のタイミングで取組状況を確認する。

事業者：「沖縄県におけるレジ袋削減に向けた取組に関する協定」締結事業者会議等（※2）を活用して短期、中期、長期のタイミングで取組状況を確認する。

県民： 短期、中期、長期のタイミングでアンケートによる意識調査（年代層ごとに集計）を実施する。

※1 取組を本格化する時期：

短期：令和9（2027）年度までに取組を本格化

中期：令和14（2032）年度までに取組を本格化

長期：令和19（2037）年度までに取組を本格化

※2 「沖縄県におけるレジ袋削減に向けた取組に関する協定」締結事業者会議等に参加想定される事業者（以下参考）

(参考)

【「沖縄県におけるレジ袋削減に向けた取組に関する協定」締結事業者】

株式会社 JA おきなわ A コープ

金秀商事株式会社

株式会社サンエー

株式会社ジミー

株式会社野嵩商会

株式会社丸大

株式会社リウボウストア

生活協同組合コープおきなわ

イオン琉球株式会社

株式会社ドラッグイレブン

（卷末資料集）

Action 1 減らす プラスチックの使用を削減します

事業者

使い捨てプラスチック使用製品の提供時に消費者の意思を確認します



県民

使い捨てプラスチック使用製品を断ります

県民



マイボトル、マイバッグを利用します

県民

ホテルのアメニティバーはできるだけ利用しない、マイ箸マイカトラリーを持参するなど、使い捨てプラスチック使用製品の利用を控えます



事業者

ストローなしのカップに改良するなど、使い捨てプラスチック使用製品を見直します

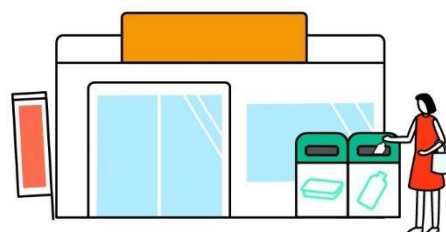
県民の行動メニューの例

- マイバッグ、マイボトル等を積極的に利用する。
- シャンプーや洗剤などはボトル不要の製品や詰め替え製品を積極的に活用する。
- 長く繰り返し使える製品を選択し、使い捨て製品はできるだけ利用しない。
- バイオプラスチック又は紙製品等プラスチック代替素材利用製品を積極的に利用する。
- リユースの観点からリサイクルショップの活用を検討する。

事業者の行動メニューの例

- 使い捨てプラスチック使用製品の提供方法を見直す（意思確認など）。
- 製品・サービスで使用する使い捨てプラスチックをバイオプラスチック又は紙製品等プラスチック代替製品へと見直す。
- 使い捨てプラスチック使用製品を使用しないように誘引するための手段として景品等を提供する。
- 使い捨てプラスチック使用製品を有償で提供する。
- オフィスや事業場において、バイオプラスチック又は紙製品等プラスチック代替素材利用製品を使用する。

Action 2 資源循環 プラスチックを資源循環します



県民

白色トレイやペットボトル、衣類の店頭回収などの取組に参加します

事業者

白色トレイ等プラスチック製容器包装の店頭回収などを実践します

事業者

プラスチック使用製品の設計段階から減量化や包装簡素化等に取り組みます

ラベルレスのペットボトル

かん い ほうそう しょうひん
簡易包装の商品



県民

再生素材を使用したリサイクル表示のある製品等を選びます



バイオマス
マーク



バイオマスプ
ラマーク



生分解性プ
ラマーク



エコマーク

県民

繰り返し使える製品を積極的に選択します



リターナブル容器



県民の行動メニューの例

- 市町村のルールに従って、適切にプラスチック類の分別を行う。
- 白色トレイやペットボトル、衣類の店頭回収などの取組に積極的に参加する。
- 再生素材を使用したリサイクル表示のある製品を選択する。
- リサイクルしやすい繰り返し使える製品を選択する。

事業者の行動メニューの例

- プラスチック使用製品の設計にあたって、減量化や包装を簡素化、代替素材の利用などに取り組む。
- プラスチック製品の製造・販売事業者は、プラ新法に基づく再商品化を検討するなど、県内での資源循環の推進に取り組む。
- 白色トレイ等プラスチック製容器包装の店頭回収などを実践する。
- 排出事業者は、再生利用を行っている廃棄物処理業者への委託や広域認定制度を積極的に活用する。

Action 3 海を守る 海洋ごみ対策を推進します



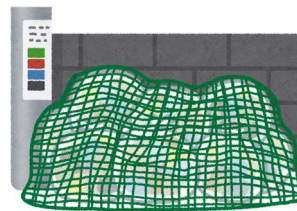
県民

事業者

定められた場所以外の場所に、ごみを捨てない

県民

ごみを出す際、ゴミ袋の口が開かないように縛る、ネットをかけるなど散乱防止に努めます



県民

事業者

ごみを捨てにくい「場」づくりとして河川・海岸などでの草刈り活動などに積極的に協力します



県民

事業者

海洋ごみのクリーン活動等の取組について、積極的に協力します



県民の行動メニューの例

- 県・市町村・ボランティア団体等による海洋ごみのクリーン活動等の取組について積極的に協力する。
- 県などが実施する海岸漂着物発生抑制対策（ポイ捨て禁止、捨てにくい「場」づくりなど）に積極的に協力する。
- ごみステーション等での散乱防止（利用状況の監視、適正利用に向けた指導・助言等）に積極的に協力する。

事業者の行動メニューの例

- 県・市町村・ボランティア団体等による海洋ごみのクリーン活動等の取組について積極的に協力する。
- 県などが実施する海岸漂着物発生抑制対策（ポイ捨て禁止、捨てにくい「場」づくりなど）に積極的に協力する。
- ごみステーション等での散乱防止（利用状況の監視、適正利用に向けた指導・助言等）に積極的に協力する。

沖縄県プラスチック問題の取組に関する指針
令和 7 年（2025 年）3 月策定

沖縄県 環境部 環境整備課
〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2
TEL. 098-866-2231 FAX. 098-866-2235
E-mail. aa035009@pref. okinawa. lg. jp